

※ 令和4年2月21日「生活困窮者自立支援
のあり方等に関する論点整理のための検討
会WG各事業の在り方検討班」資料2

居住支援のあり方について

1. 検討の視点と主な意見

第1回論点整理検討会において示された議論の視点

- ・ 一時生活支援事業／地域居住支援事業の在り方について
 - － 平成30年改正法で新設された地域居住支援事業の実施状況等を踏まえた、生活困窮者の住まいのニーズへの対応の在り方の検討

第1回、第2回論点整理検討会における主な意見について

- 全世代において「住まいの不安定」の問題が出てきている中、従来のホームレス対策にとどまらず、関係省庁も巻き込んだ居住支援の議論が必要ではないか。（綾構成員、奥田構成員、菊池構成員）
- 一時生活支援事業について、実施率の更なる向上のためには、研修を実施し、現場の方が事業を重要だと感じ、それを発信することができる事が重要ではないか。（立岡構成員）
- 一時生活支援において、24時間365日、利用者の属性を問わない緊急対応ができる制度を盛り込み、福祉分野でも急性期の対応をとれるようにすべき。（池田構成員）
- コロナ渦における住居確保給付金の申請時において、郵送での申請を認め迅速な給付という観点からは良かったものの、相談支援を飛ばしてしまったのは良くなかったのではないか。平時の給付、緊急時の給付を場合分けすることも含め、検討してほしい。（田辺委員）

1. 検討の視点と主な意見

第1回ワーキンググループ、第1回各検討班における主な意見について

- 住まいの不安定やホームレスという課題を抱える相談者に、一時生活も含めて各現場がどのように対応しているのか把握・分析すべきではないか。（垣田構成員）
- 一時生活支援事業の実施率を上げる必要がある。（立岡構成員）
- 一時生活支援事業について、アパートの借り上げという現行の支援の形を変えないと、若年女性を受け入れられないのではないか。10代後半以降の親を頼れない若者への支援をどうしていくか。居住支援を超えた公的な保障の仕組みづくりがきっかけになっていくのではないか。（朝比奈構成員）
- 居住支援には公共性の基盤が必要。対象者に何かあった時に誰が動くかが決まっていて、対象者に関するデータが蓄積されている必要。住宅SN制度だけでは対応できないのではないか。（朝比奈構成員）
- 居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設について、次回以降のワーキング等での議論とも関わることから、事業の実施実績や取り組み例、効果等について、事務局から示してほしい。（垣田構成員）

資料構成

- 1. 一時生活支援事業、地域居住支援事業における居住支援の現状と課題・・・・・・・・・・ P. 4
- 2. 住居確保給付金における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 30
- 3. 新型コロナウイルス感染症による居住支援への影響等・・・・・・・・・・・・ P. 40

1. 一時生活支援事業、地域居住支援事業における 居住支援の現状と課題

【データに関する留意事項】

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

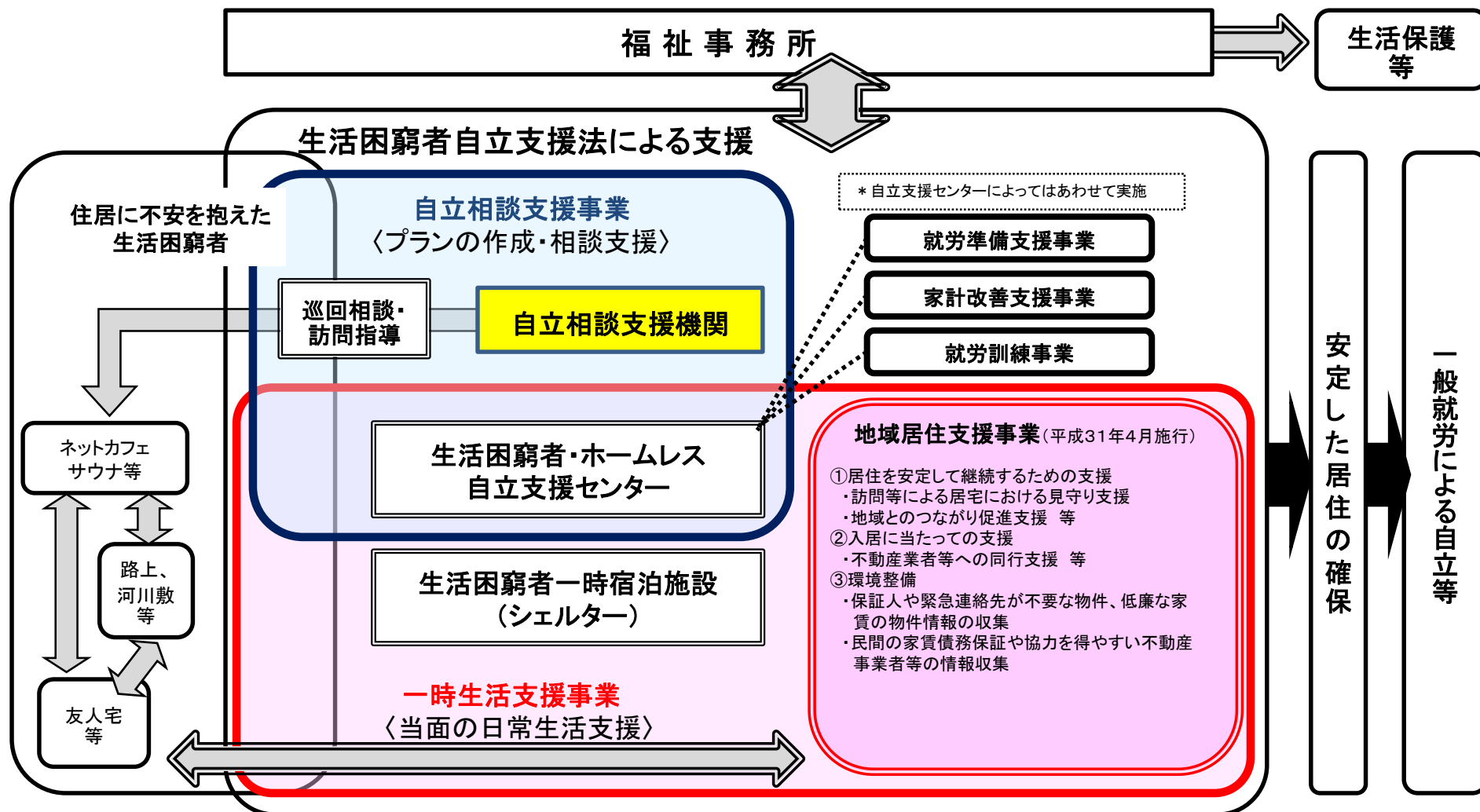
・536件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：59.2%）の回答を集計。

※ 厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和2年度事業実績調査」

・精査中のため数値が変動する場合あり。

1. 一時生活支援事業の概要

- 一時生活支援事業については、巡回相談等により、路上生活者や終夜営業店舗等にいる住居に不安を抱えた生活困窮者へアウトリーチを実施し、自立相談支援機関と連携の上、シェルター利用中に、課題の評価・分析を実施し、就労支援等を行うとともに、一定期間内に限り、衣食住に関する支援を行う。



1. 地域居住支援事業の概要

- 一時生活支援事業のうち地域居住支援事業については、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援などの、自立した生活に向けたアフターフォローを実施する。

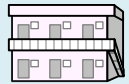
一時的居住のフェーズ 《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)等における一定期間の衣食住の提供 等



入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で自立相談支援事業における継続的な支援を行う。
→ 適切な住居の確保のための専門的視点を有した上で、宅地建物取引業者、家主、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人等と連携した支援が必要。

居住を安定して継続するための支援

- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援(※)などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

※ 「地域とのつながり促進支援」とは、共同利用のリビングを設けるなどにより、日常生活上の相談に応じたり、緊急事態が生じた場合に対応できるよう、地域住民や近隣に居住する低所得者同士の家族的な助け合いの環境づくりの支援をいう。

(支援終了後を見据えた)
支援体制の構築支援

安定した地域生活

環境整備

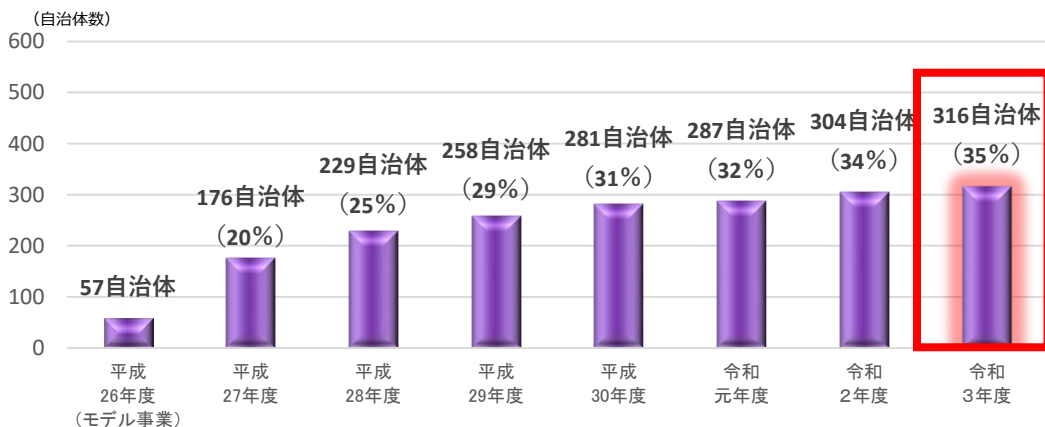
- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
 - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集。
 - ・民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集。
 - ・緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービス等の情報について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから収集。
 - ・家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり。
 - ・緊急連絡先がなくても入居時に制限がかからない、安価な住居を自ら提供する社会福祉法人等を開拓。
- 居住支援関係機関(宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等)等との連携体制を確保する。



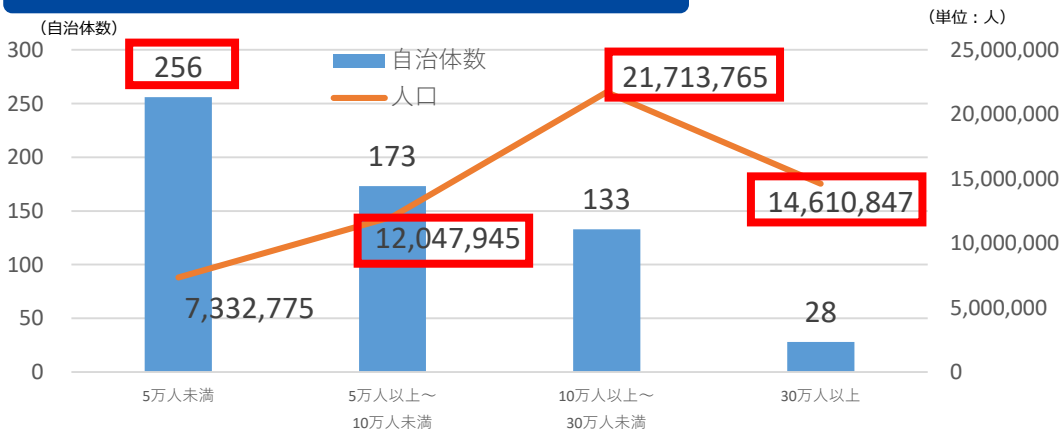
2. 一時生活支援事業の実施状況等

- 一時生活支援事業の実施率は全国約35%であり、人口規模が小さいほど実施していない傾向にあるが、未実施自治体の人口規模が大きい自治体のほうが総人口は多い。実施方法については単独実施73.6%が最も多く、共同実施21.3%も一定数取り組んでいる。また、ホームレス数は年々減少しているものの、依然として約4千人のホームレスが確認されている。

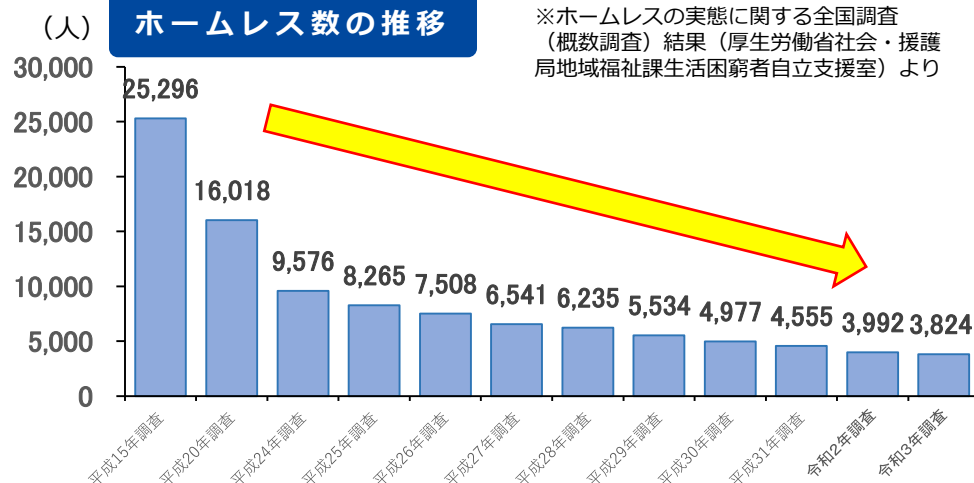
実施自治体の推移



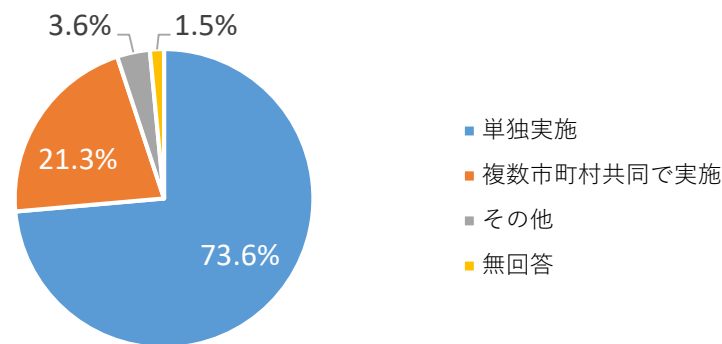
未実施自治体の人口規模別 (n=590)



ホームレス数の推移



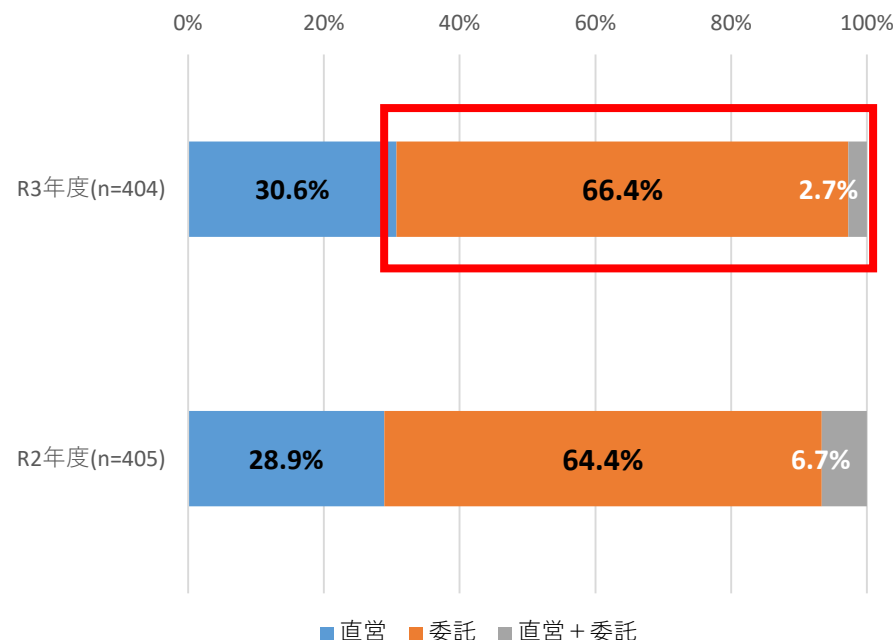
実施方法 (n=197)



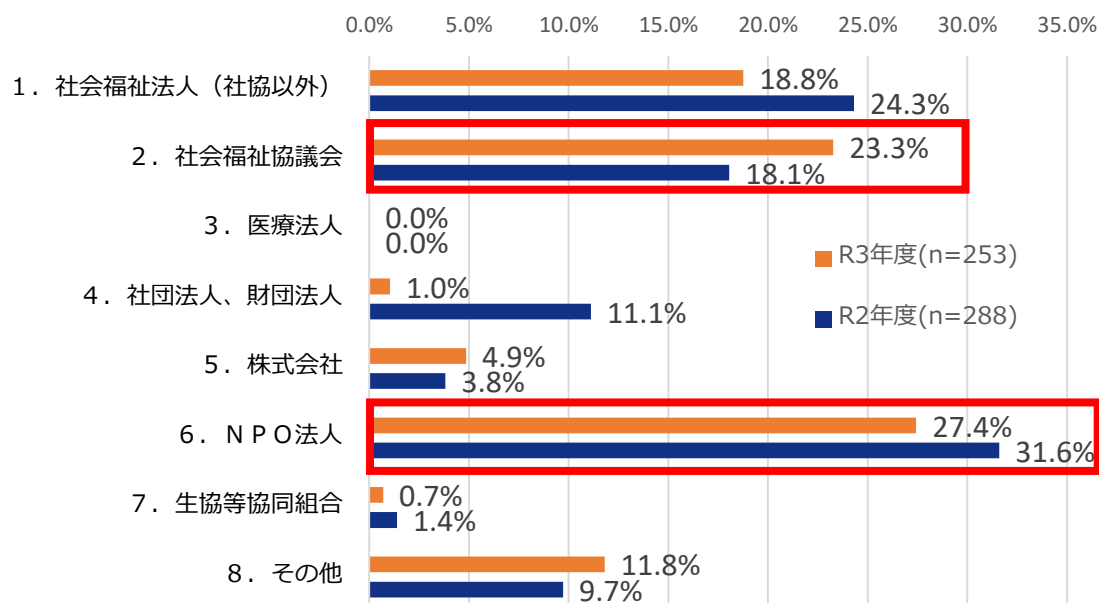
2. 一時生活支援事業の実施状況等

- 一時生活支援事業の運営方法については、直営方式との併用を併せると約7割の自治体が委託により実施している。委託先はNPO法人27.4%が最も多く、次いで社会福祉協議会が23.3%であった。

一時生活支援事業の運営方法



一時生活支援事業の委託先

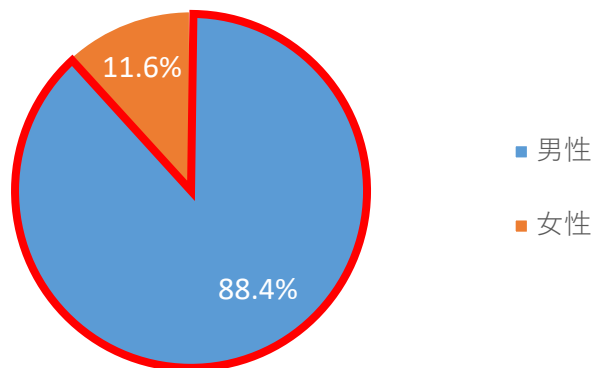


2. 一時生活支援事業の実施状況等

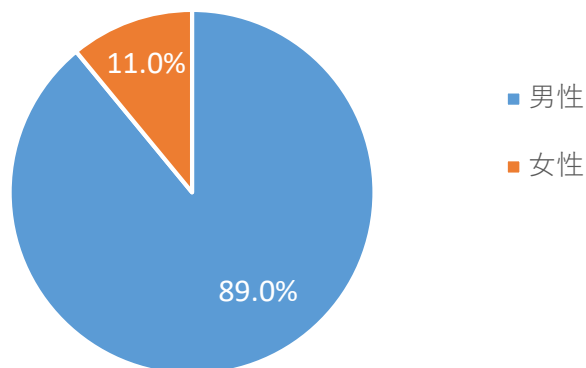
- 令和2年度の一時生活支援事業の利用状況については、男性の利用者が約9割を占めており令和元年度と状況はほとんど変わらない。また、年齢別では、40代～60代の利用割合が大半を占めており、令和元年度と比べて全年齢で利用者は増加しているが、特に40代、50代の利用者が増えている。

男女別利用状況

○R2年度 (n=4,812)

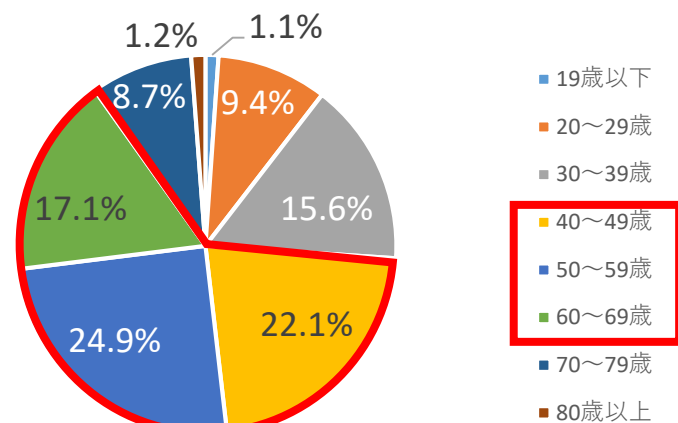


○R1年度 (n=3,594)

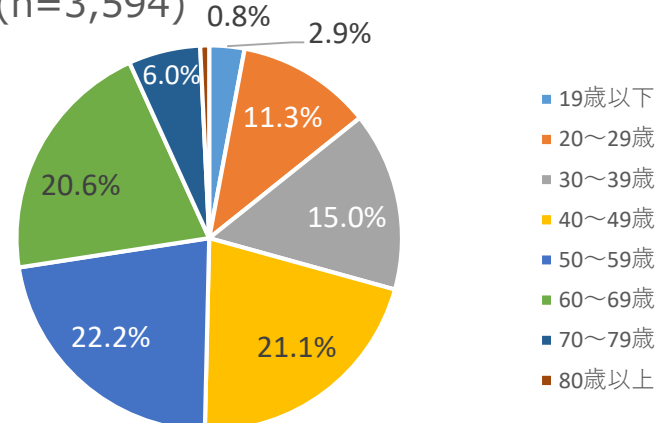


年齢別利用状況

○R2年度 (n=4,812)



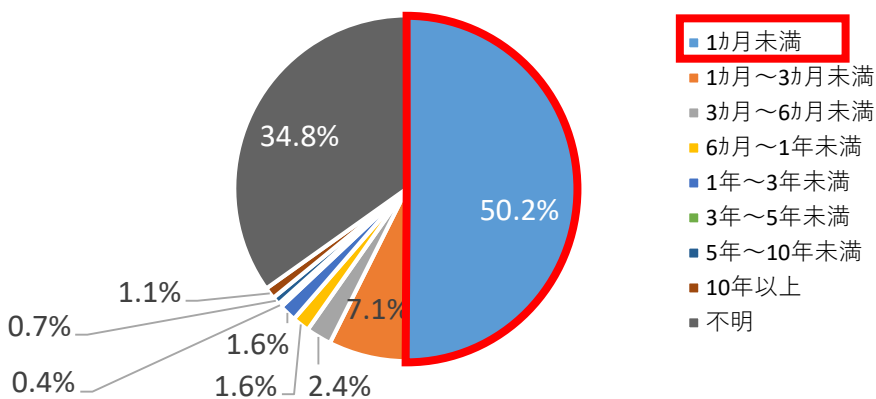
○R1年度 (n=3,594)



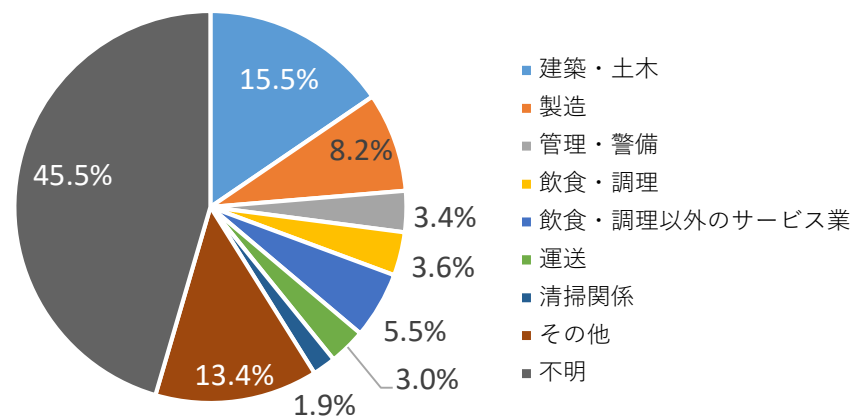
2. 一時生活支援事業の実施状況等

- 施設利用者の半数以上は路上生活期間が1ヵ月未満が大半を占める。路上生活に至った理由は失業・倒産のほか、住居の立ち退き、施設退所も一定数いる。また、入所前の主な宿泊先は公園等の路上生活者より、自宅・知人宅等やネットカフェなどの非路上生活者のほうが多い。

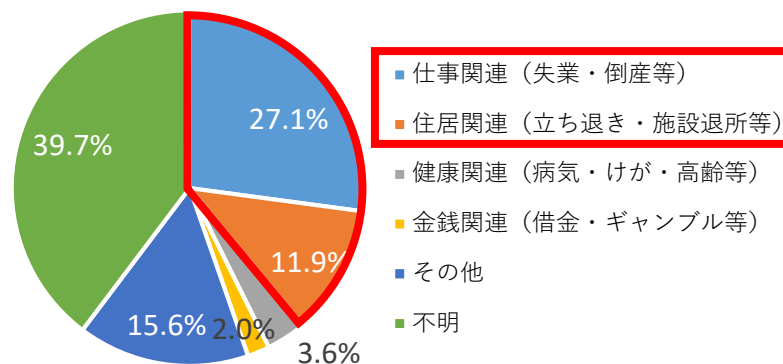
路上生活期間別の状況（n=2,982）



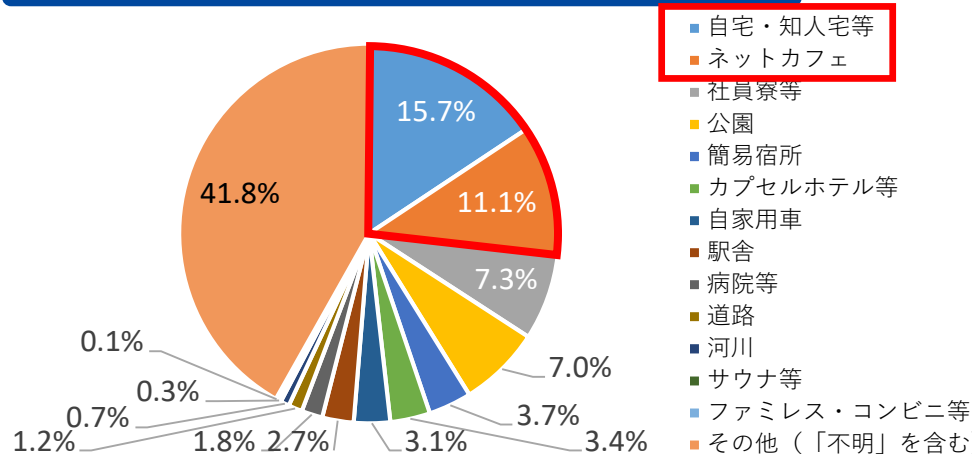
路上生活に至る直前の職業別の状況（n=3,037）



路上生活に至った理由別の状況（n=3,130）



入所前の主な宿泊先等別の状況（n=3,624）



2. 一時生活支援事業の実施状況等

- 利用人数は、平成30年度をピークにやや減少傾向にあったものの、令和2年度は男女ともに利用人数が増加した。また、施設利用別の退所者の利用期間として最も多いのは、自立支援センターは3カ月～6カ月、施設方式シェルターは1カ月未満、借り上げ方式シェルターは7日未満であった。

施設別の数

区分	自立支援センター(※1)	施設方式シェルター(※2)	借り上げ方式シェルター(※3)
実施自治体数	33	40	240
施設数	61	49	1,151
定員数	1,476人	418人	4,537人

※1 自立相談支援事業と一時生活支援事業の委託を受け、施設にて一体的に実施。

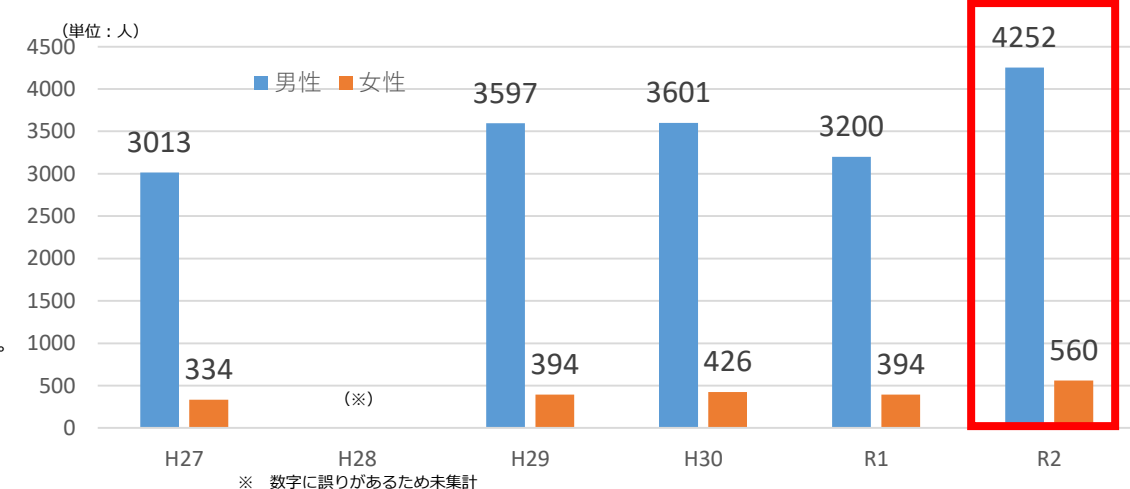
※2 一時生活支援事業の委託を受け、施設にて実施。

※3 一時生活支援事業の委託を受け、ホテル等を借り上げて実施。

退所者の利用期間(※)

区分	合計		自立支援センター		施設方式シェルター		借り上げ方式シェルター	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総数(人)	7,384	—	3,032	—	980	—	3,372	—
7日未満	1,349	18.3%	173	5.7%	134	13.7%	1,042	30.9%
14日未満	898	12.2%	169	5.6%	192	19.6%	537	15.9%
1カ月未満	1,419	19.2%	286	9.4%	469	47.9%	664	19.7%
1～3カ月未満	1,519	20.6%	628	20.7%	117	11.9%	774	23.0%
3カ月～6カ月未満	1,226	16.6%	907	29.9%	46	4.7%	273	8.1%
不明	973	13.2%	869	28.7%	22	2.2%	82	2.4%

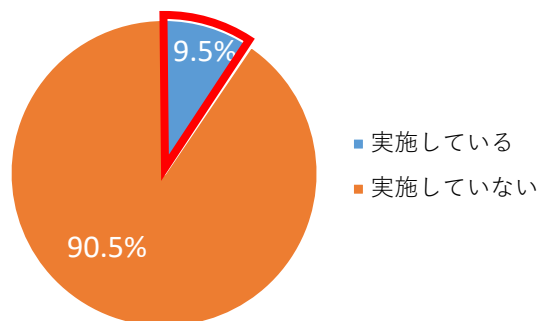
利用人数の推移



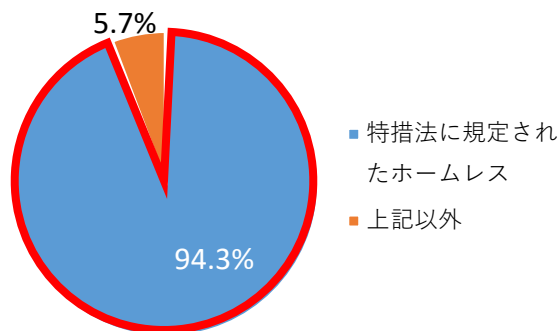
3. 巡回相談の実施状況等

- 巡回相談は約1割程度にとどまっており、そのうちの約6割が週2～3回活動している。巡回相談の対象者のほとんどはホームレス。相談内容は「生活（福祉）相談」40.9%が最も多く、次いで「住宅相談」17.7%であり、令和元年度と比べて住宅相談の占める割合が増えた。相談の結果、74.5%は福祉事務所をはじめ関係機関へつないでいる。

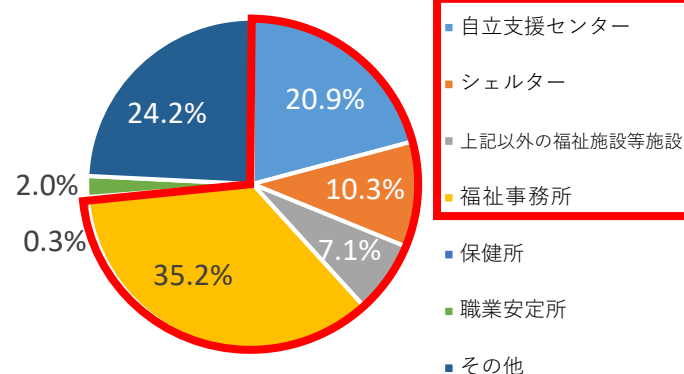
巡回相談の実施状況（n=905）



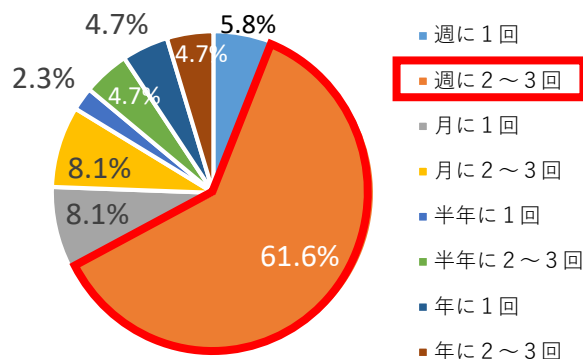
巡回相談の対象者（n=31,920）



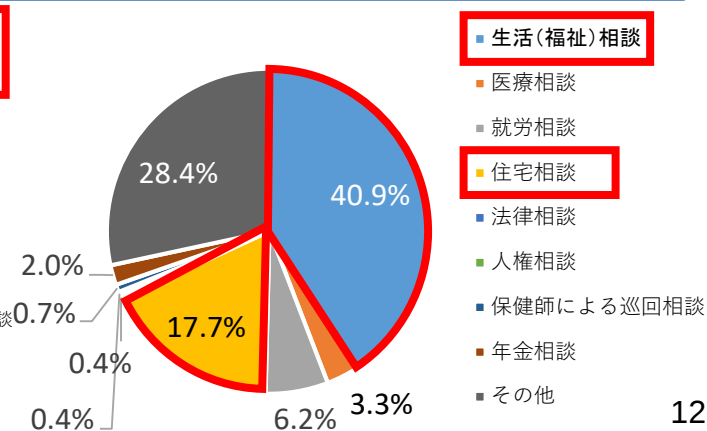
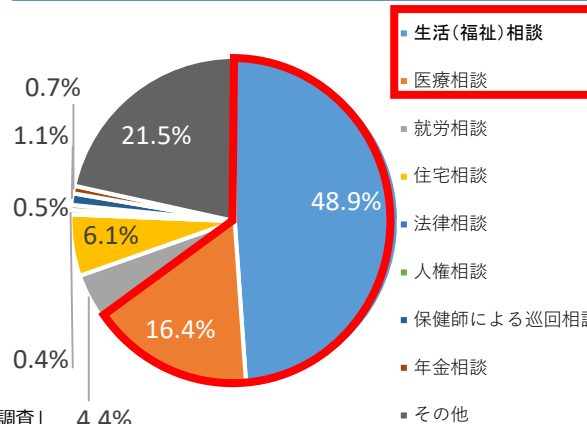
関係機関へつないだ件数（n=1,668）



巡回相談の活動頻度（n=86）



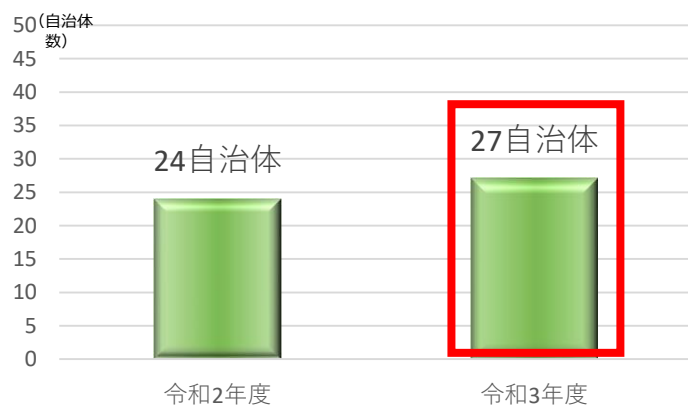
巡回相談の内容（R1、n=58,523）（R2、n=61,366）



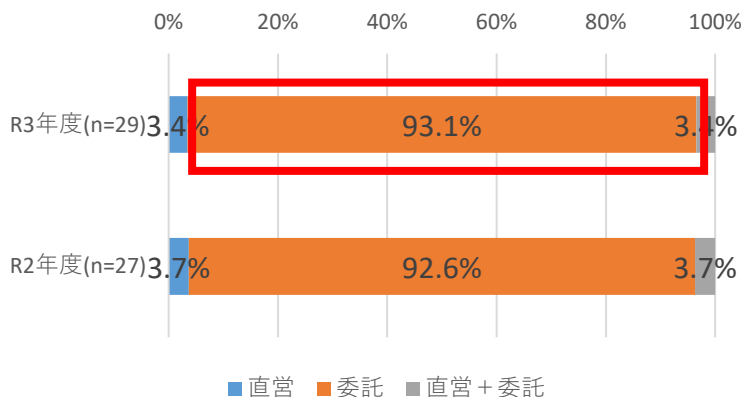
4. 地域居住支援事業の実施状況等

- 実施自治体は27自治体、主な運営方法は「委託」93.1%、委託先は「社会福祉法人（社協以外）」42.9%が最も多く、次いで「社団法人、財団法人」25.0%であった。

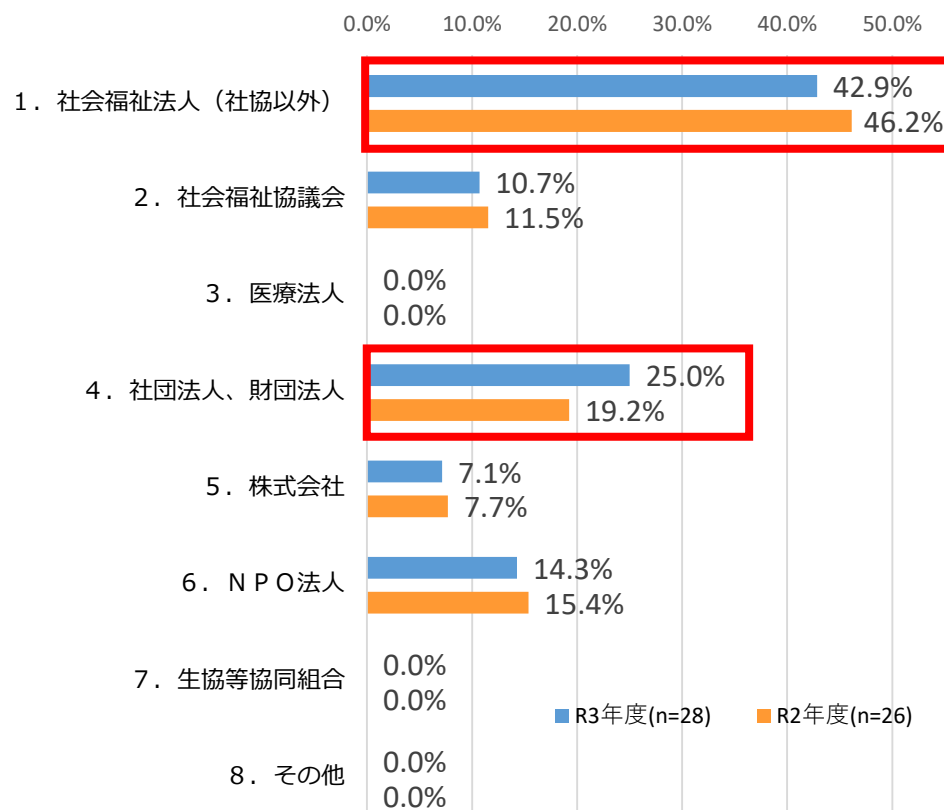
実施自治体の推移



地域居住支援事業の運営方法



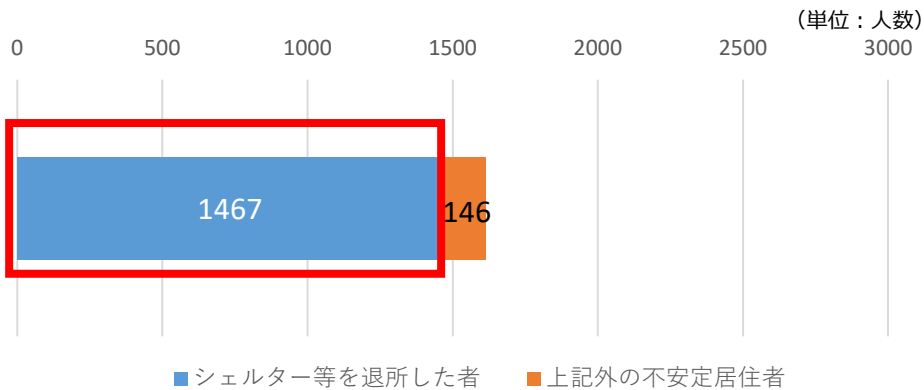
地域居住支援事業の委託先



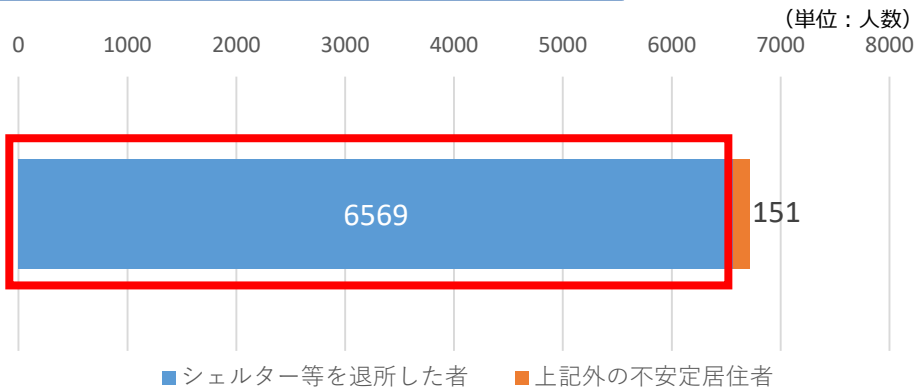
4. 地域居住支援事業の実施状況等

- 入居支援及び居住支援した人数の多くは「シェルター等を退所した者」がほとんどを占めていた。また、居住支援した期間は「6カ月～1年」が67.4%であった。

入居支援した人数（n = 1,613）

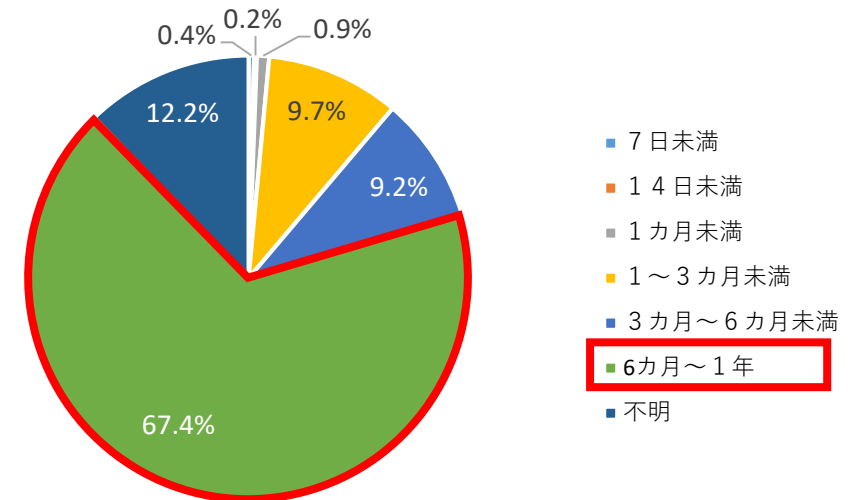


居住支援した人数（n = 6,720）



居住支援の期間（n = 1,009）※

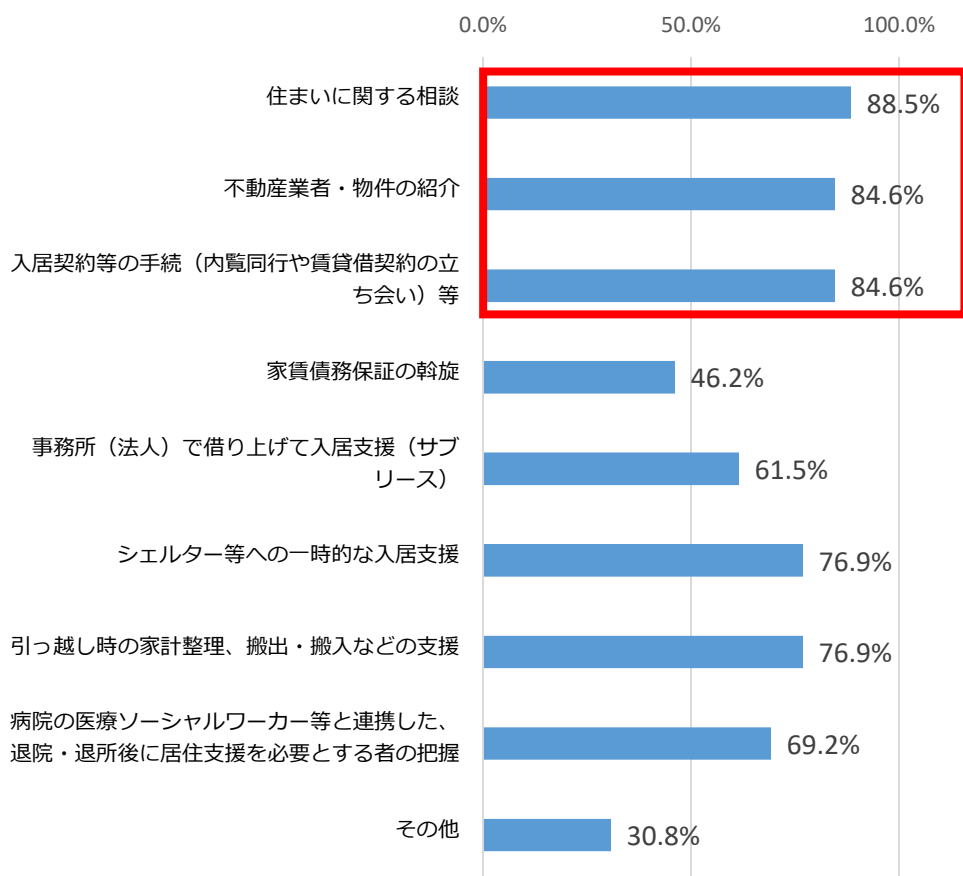
※母数は精査中。



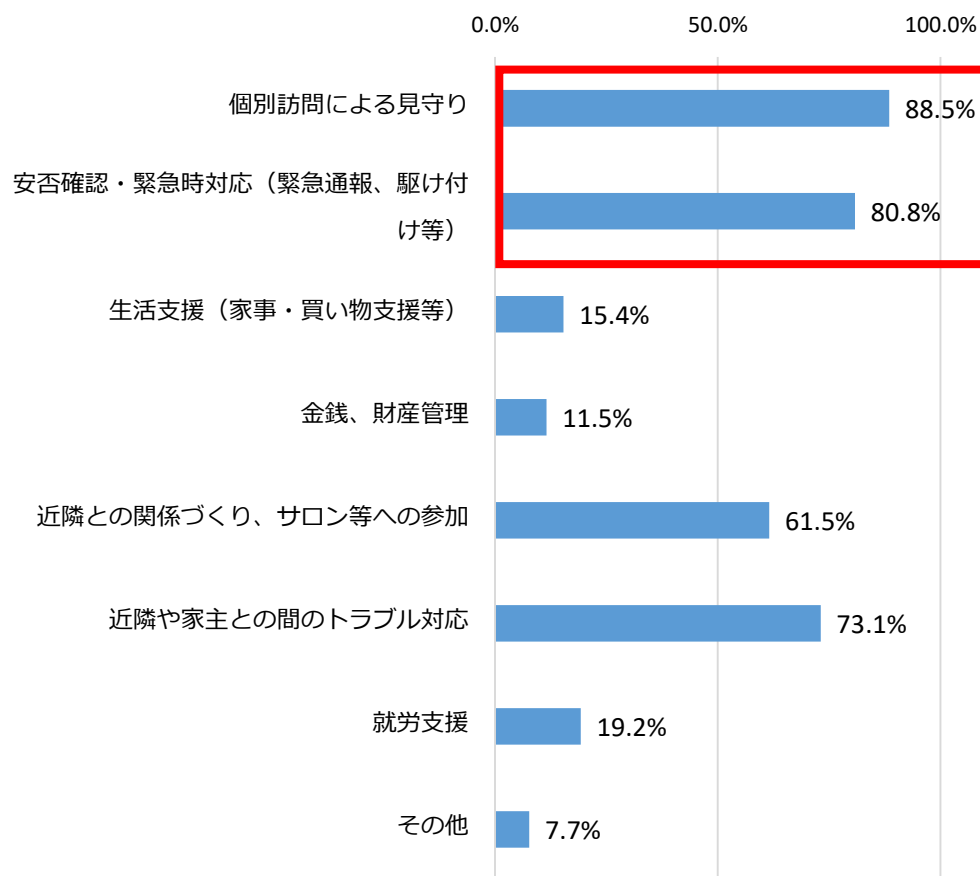
4. 地域居住支援事業の実施状況等

- 入居支援については、「住まいに関する相談」「不動産業者・物件の紹介」「入居契約等の手続き」がいずれも80%以上の割合で実施されている。また、居住支援については、「戸別訪問による見守り」「安否確認・緊急時対応」がいずれも80%以上の割合で実施されている。

入居にあたっての支援（n=26）



居住を安定して継続するための支援（n=26）



5. 居住不安定者等居宅生活移行支援事業の概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）
※ 令和3年度：34自治体を実施（国庫補助協議）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

（1）居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

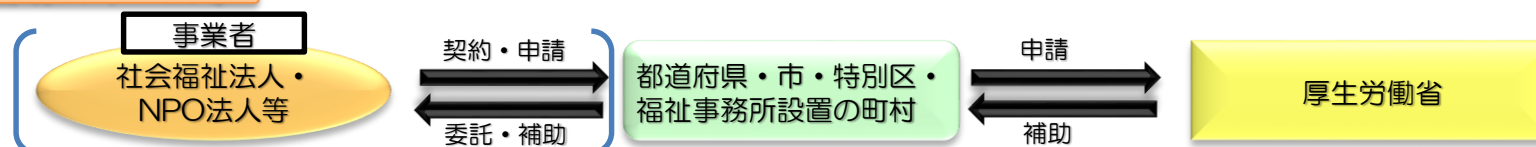
（2）居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

（3）入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

- ① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
- ② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



（1）実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

（2）補助率：国3／4、自治体1／4

6. 不安定居住者の実態

- ホームレス以外にも支援すべき不安定居住者は一定数おり、そういった方は知人宅やネットカフェなど様々な場所を行き来している。

不安定居住者の実態（スクリーニング調査結果の分析）

分析の対象人数

- ・ 39,997人（※）

主要政令市等	抽出人数
東京都23区	2,857
横浜市	2,857
大阪市	2,857
名古屋市	2,857
札幌市	2,857
福岡市	2,857
川崎市	2,857
神戸市	2,857
京都市	2,857
さいたま市	2,856
広島市	2,857
仙台市	2,857
千葉市	2,857
北九州市	2,857
合計	39,997

不安定居住の経験（n = 39,997）

	応答数 (複数回答)	全体割合
知人・友人宅への同居経験	661	1.65%
建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験	617	1.54%
飯場経験	244	0.61%
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）経験	238	0.60%
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス経験	344	0.86%
24時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）経験	256	0.64%
サウナ、カプセルホテル等経験	335	0.84%
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設経験	274	0.69%
救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設経験	240	0.60%
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅経験	282	0.71%
刑務所・更生保護施設経験	191	0.48%
路上生活経験	260	0.65%
車上生活経験	333	0.83%
災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）経験	392	0.98%
その他の自宅以外の住まい経験	516	1.29%
合計	5183	5.15%

不安定居住時期（n = 39,997）

- ・ 不安定居住の経験があると回答した2,061名（約5%）のうち、5年以内に不安定居住の経験があると回答した人数は計309人（約15%）。
- ・ つまり、39,997人のうち5年以内に不安定居住を経験した割合は約1%。

	応答数
現在～1週間以内	67
1週間～1ヶ月以内	24
1ヶ月～3ヶ月以内	32
3ヶ月～6ヶ月以内	31
6ヶ月～1年以内	22
1年～3年以内	77
3年～5年以内	56
5年～10年以内	154
10年より前	662
計	1125
欠損値	936
合計	2061

※インターネット調査を行った14万人のうち、主要政令市（人口上位13市）に東京23区を加えた14地域を対象に、各地域から均等に計39,997名を抽出して分析

（出典）令和2年度社会福祉推進事業「不安定な居住状態にある生活困窮者の把握手法及び支援の在り方に関する調査研究事業」

6. 不安定居住者の実態

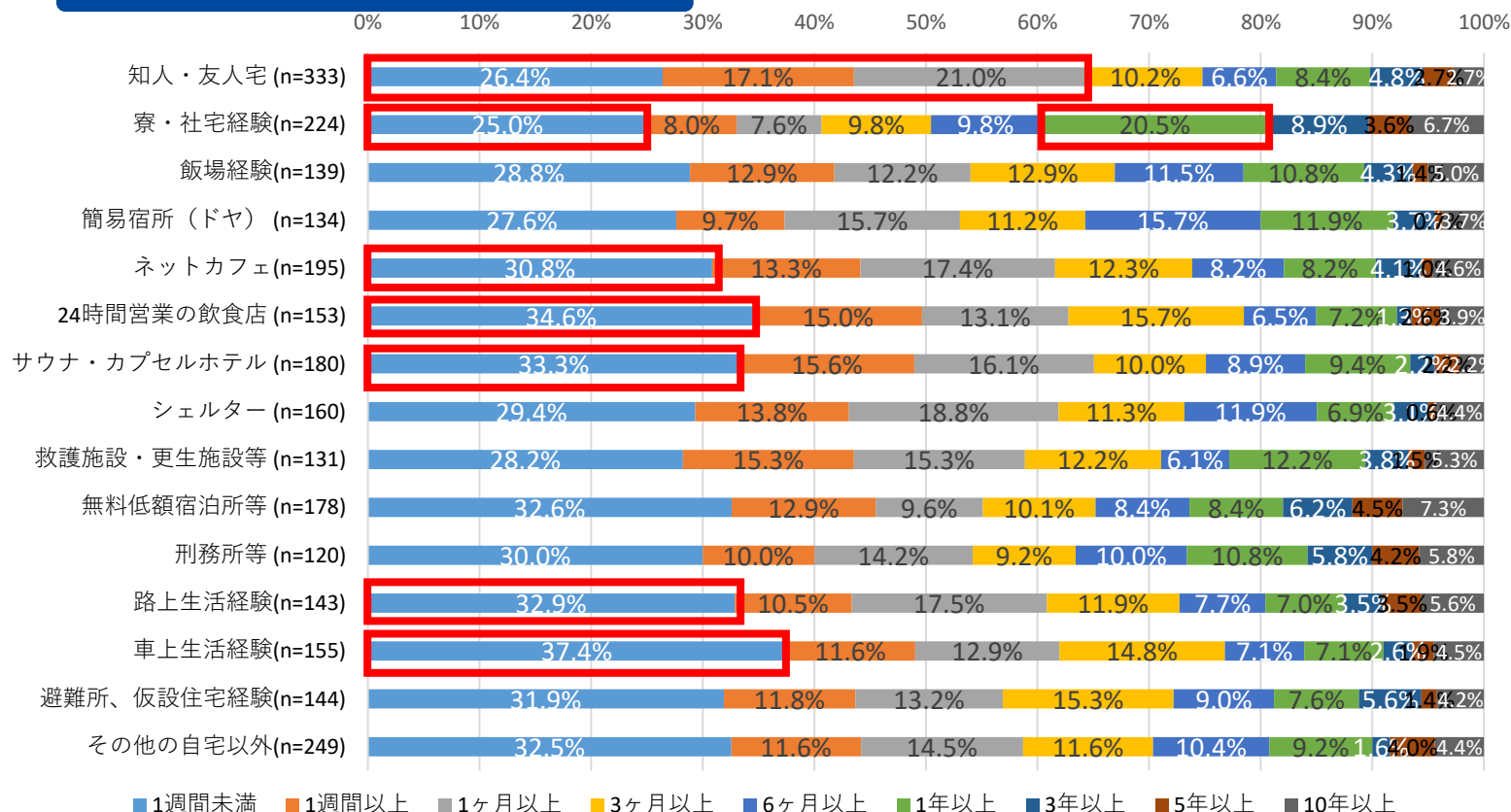
- 「知人・友人宅」では3か月未満が合計64.5%と滞在期間が短く、一方で、「寮・社宅」では1週間未満が25.0%、1年以上～3年未満も20.5%という状況となっている。一週間未満の滞在が30%を超えている民間施設等としては、「ネットカフェ」「24時間営業の飲食店」「サウナ・カプセルホテル」「路上」「車上」があげられた。

不安定居住者の実態（本調査結果の分析）①

分析の対象人数

- 5年以内の不安定居住経験を持つ725人（※）

不安定居住の形態毎の期間



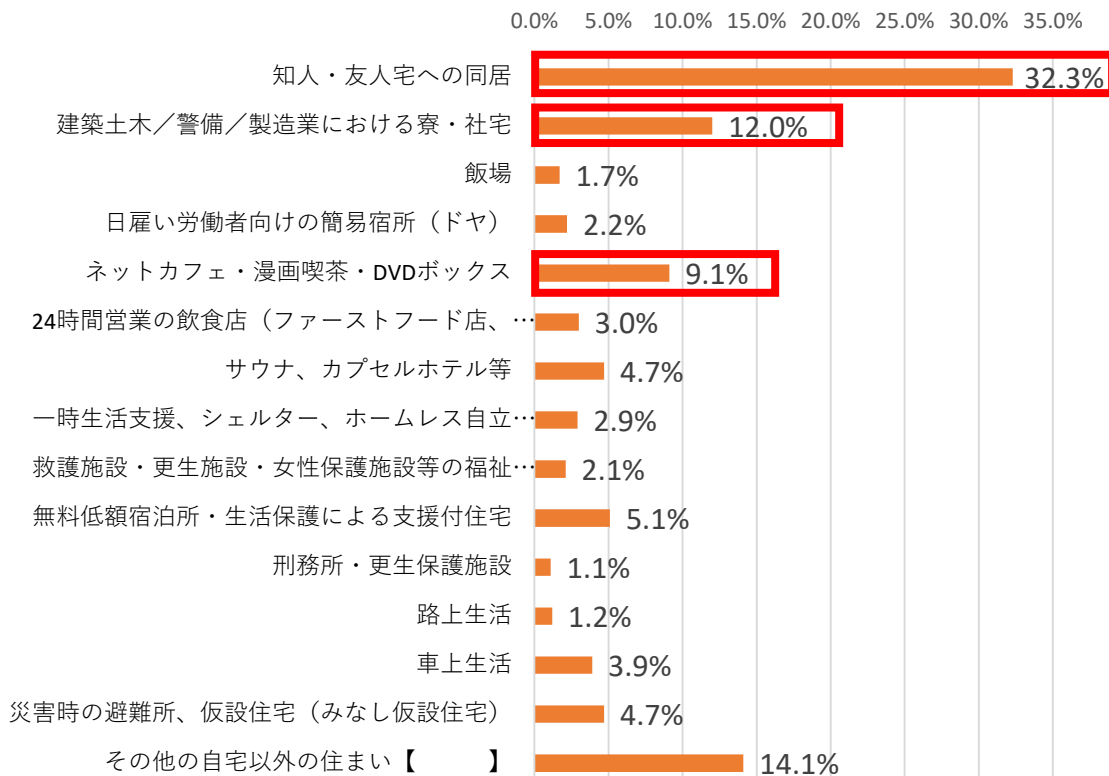
※インターネット調査を行った14万人のうち、5年以内の不安定居住経験を持つ方へ本調査への協力依頼を実施し、725名から回答を得て分析

6. 不安定居住者の実態

- 不安定居住の入り口としては、「知人・友人宅」が最も多く32.3%、次いで「寮・社宅」が12.0%、「ネットカフェ」が9.1%となっている。また、不安定居住者は実際に家を失っても、自分で働きたいという意欲や生活保護を利用したくないという気持ち等から、不安定居住を続けていると考えられる。

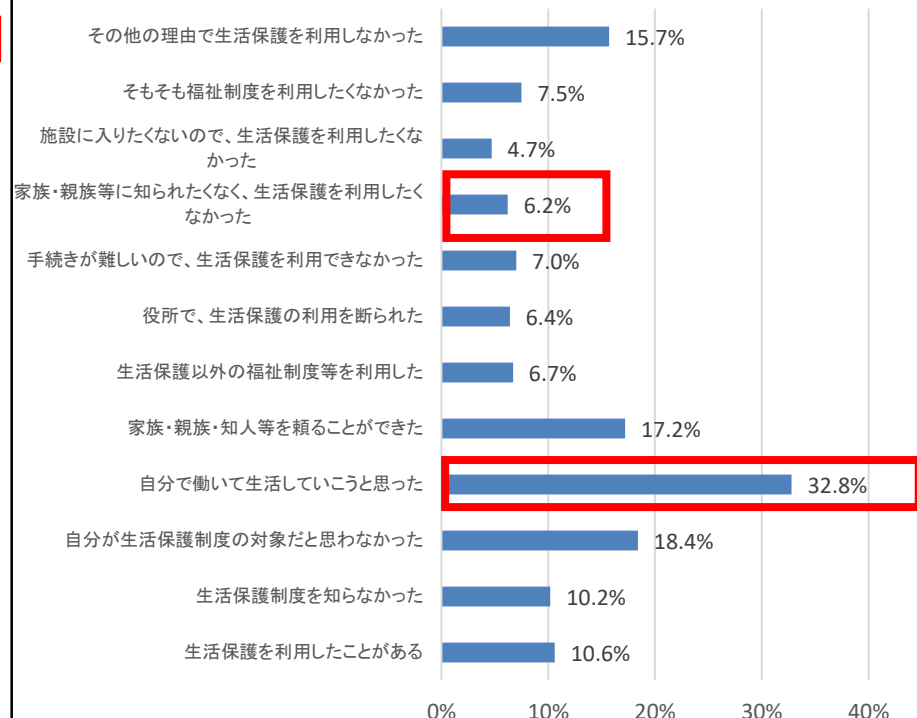
不安定居住者の実態（本調査結果の分析）②

初めて自宅以外の不安定な住まいに住んだ場所（n=725）



※インターネット調査を行った14万人のうち、5年以内の不安定居住経験を持つ方へ本調査への協力依頼を実施し、725名から回答を得て分析

生活保護の利用について（N=705）



6. 不安定居住者の実態

- R3年度社会福祉推進事業のアンケート調査（住まいに関する相談の設問）に回答した自治体（363）について、ホームレス概数調査の人数と不安定居住者からの住まいに関する相談割合の関係をみると、ホームレスが0人の自治体においても不安定居住者からの住まいに関する相談は57.2%あった。

令和2年度ホームレス概数調査の人数 × 不安定居住者からの住まいに関する相談割合

			不安定居住者からの住まいに関する相談割合 ※				合計
			0割	1割以下	1割より多い5割以下	5割より多い10割以下	
令和２年度ホームレス概数調査 の人数区分	0人	自治体数	108	67	70	7	252
		区分の割合	42.9%	26.6%	27.8%	2.8%	100.0%
	1人以上5人未満	自治体数	11	30	16	3	60
		区分の割合	18.3%	50.0%	26.7%	5.0%	100.0%
	5人以上20人未満	自治体数	4	17	6	1	28
		区分の割合	14.3%	60.7%	21.4%	3.6%	100.0%
	20人以上50人未満	自治体数	1	5	5	1	12
		区分の割合	8.3%	41.7%	41.7%	8.3%	100.0%
	50人以上	自治体数	0	7	4	0	11
		区分の割合	0.0%	63.6%	36.4%	0.0%	100.0%
合 計		自治体数	124	126	101	12	363
		区分の割合	34.2%	34.7%	27.8%	3.3%	100.0%

※ 令和3年4月から9月までの自立相談支援機関における住まいに関する相談のうち、初回相談時において不安定居住者からの相談があった割合

7. 住まいの困りごと相談窓口（すまこま。）の概要

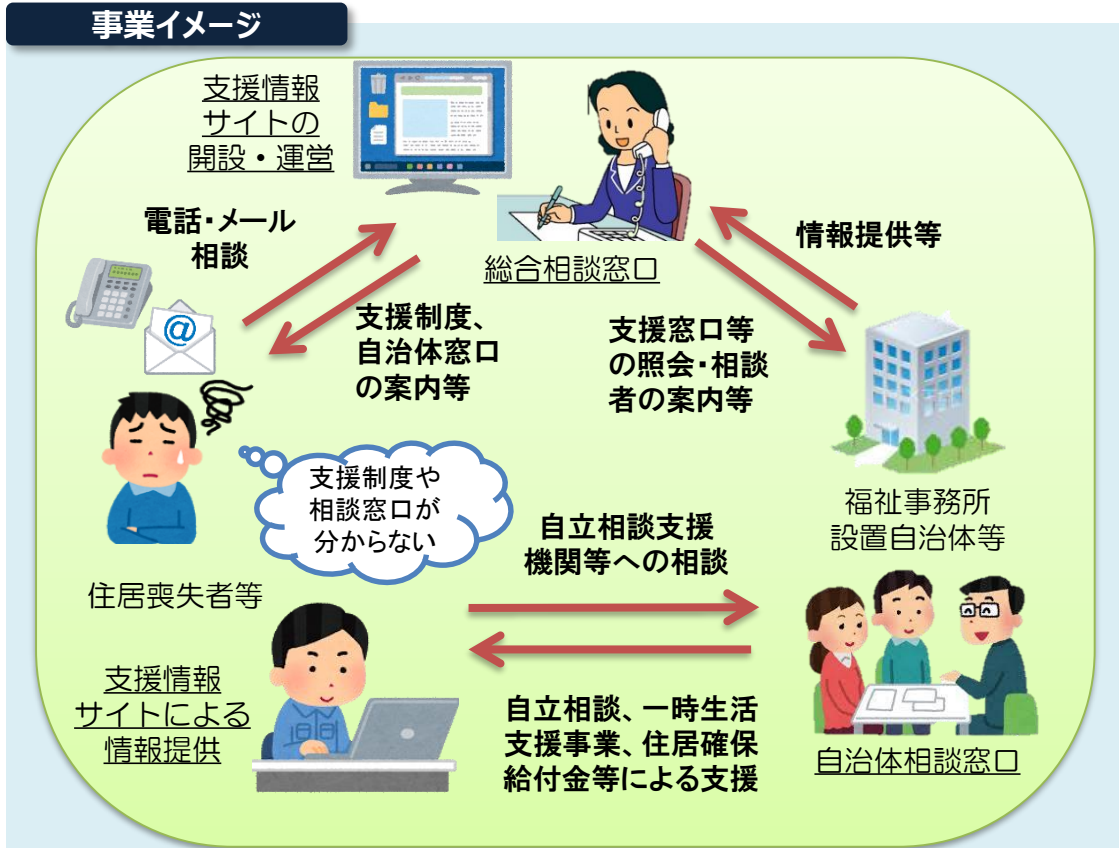
（不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口の設置）

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれるため、そうした不安定居住者については、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体が発行している支援等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のためのデータベース作成等を行う。

事業内容

- 住居を失った又はそのおそれのある方が支援につながるため、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業や地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信を行う。
- 電話相談窓口を設置し、住まいに困窮している方からの相談を電話やメール等で受け、各支援制度の紹介や助言等を行うほか、相談者が所在する自治体の相談窓口等につなぐ。
- 相談内容のデータベース化や情報サイトを活用したアンケートの実施等により、不安定居住者の実態把握を行う。

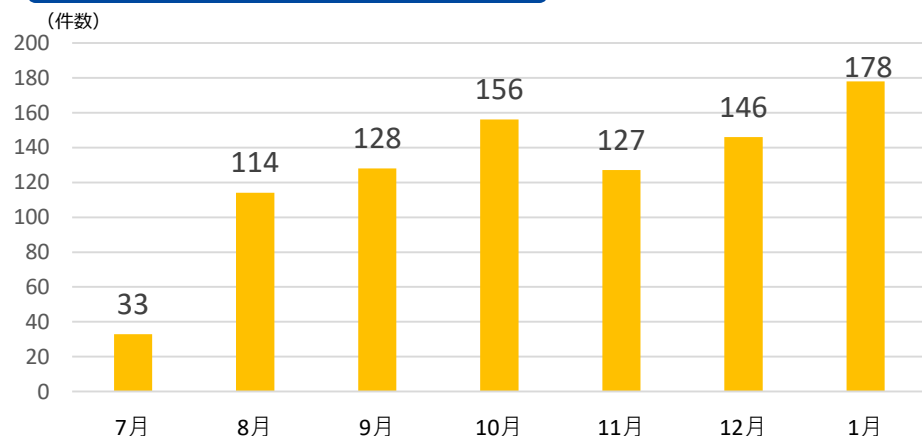
事業イメージ



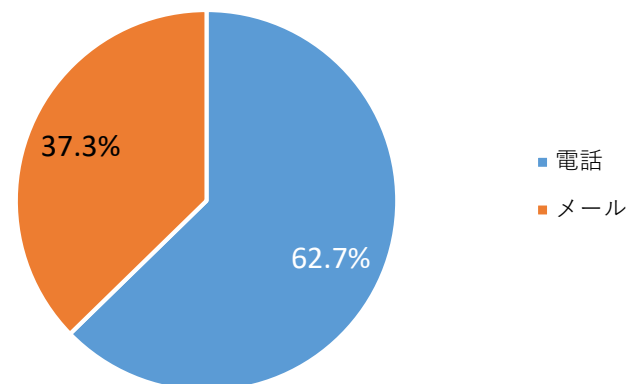
7. 住まいの困りごと相談窓口（すまこま。）の実施状況等

- 令和3年7月28日から開設した「すまこま。」には、毎月100件以上の相談が寄せられている。相談手段は電話62.7%、メール37.3%で、男女の割合は男性54.3%、女性40.1%。最も多い年代は50代が13.5%、20代～40代も一定数いる状況。

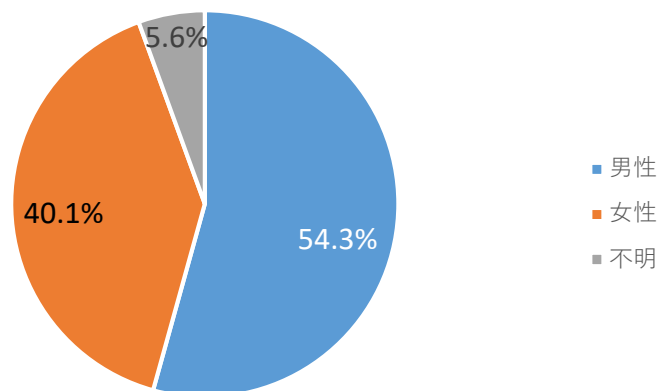
相談件数の推移（n=882）



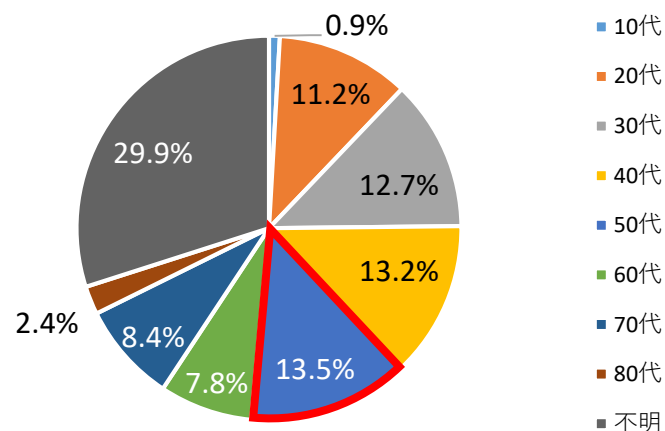
相談手段（n=882）



男女の割合（n=882）



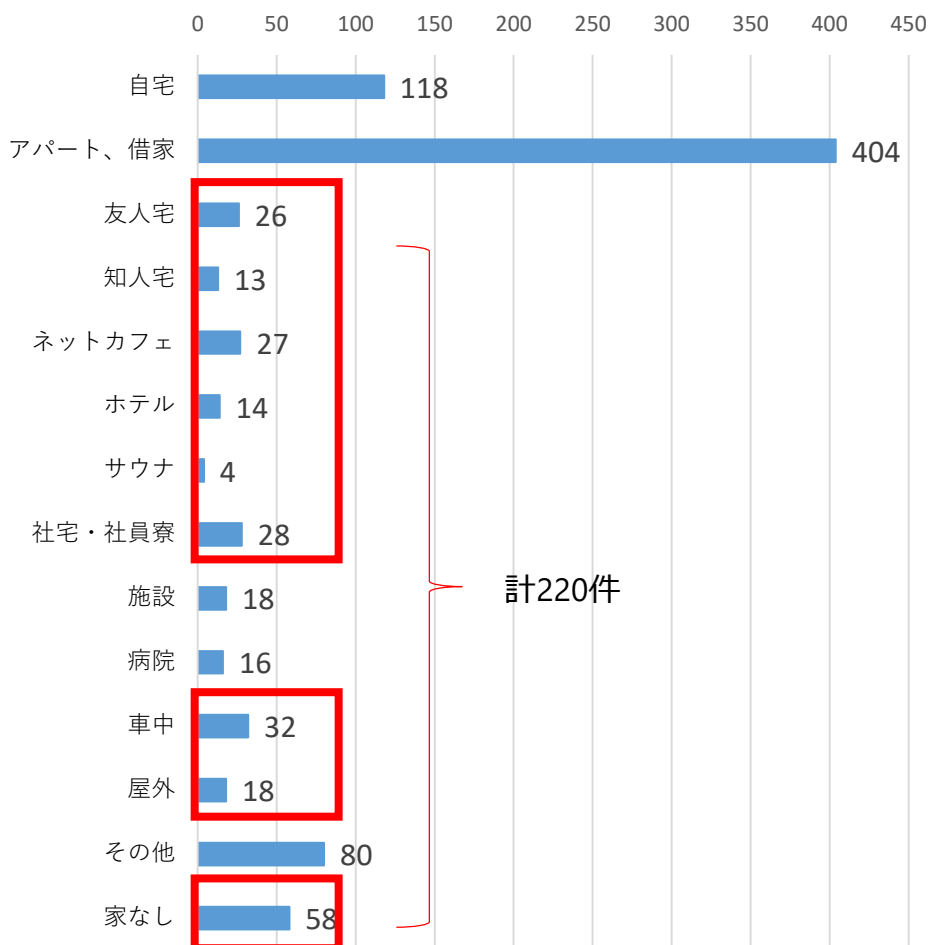
年代別（n=882）



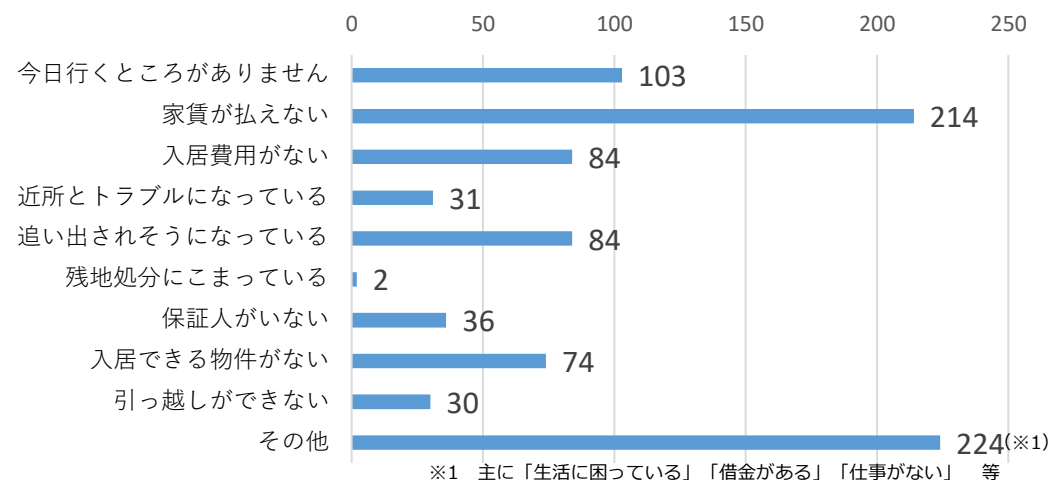
7. 住まいの困りごとと相談窓口（すまこま。）の実施状況等

- 相談者の居住場所の404件（47.2%）は「アパート、借家」だが、220件（25.7%）は「友人宅」「知人宅」「ネットカフェ」「社宅・社員寮」等において、不安定な居住場所にいる者が一定数いることが窺える。

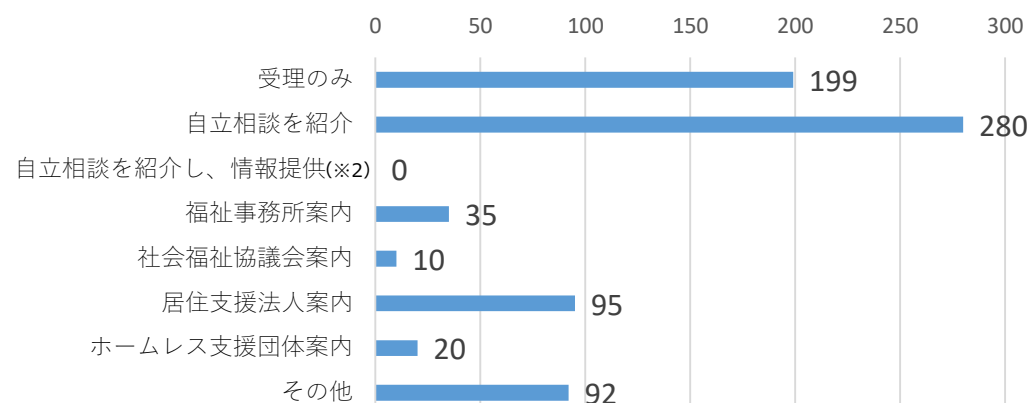
居住場所（n=856）



相談内容（n=882）

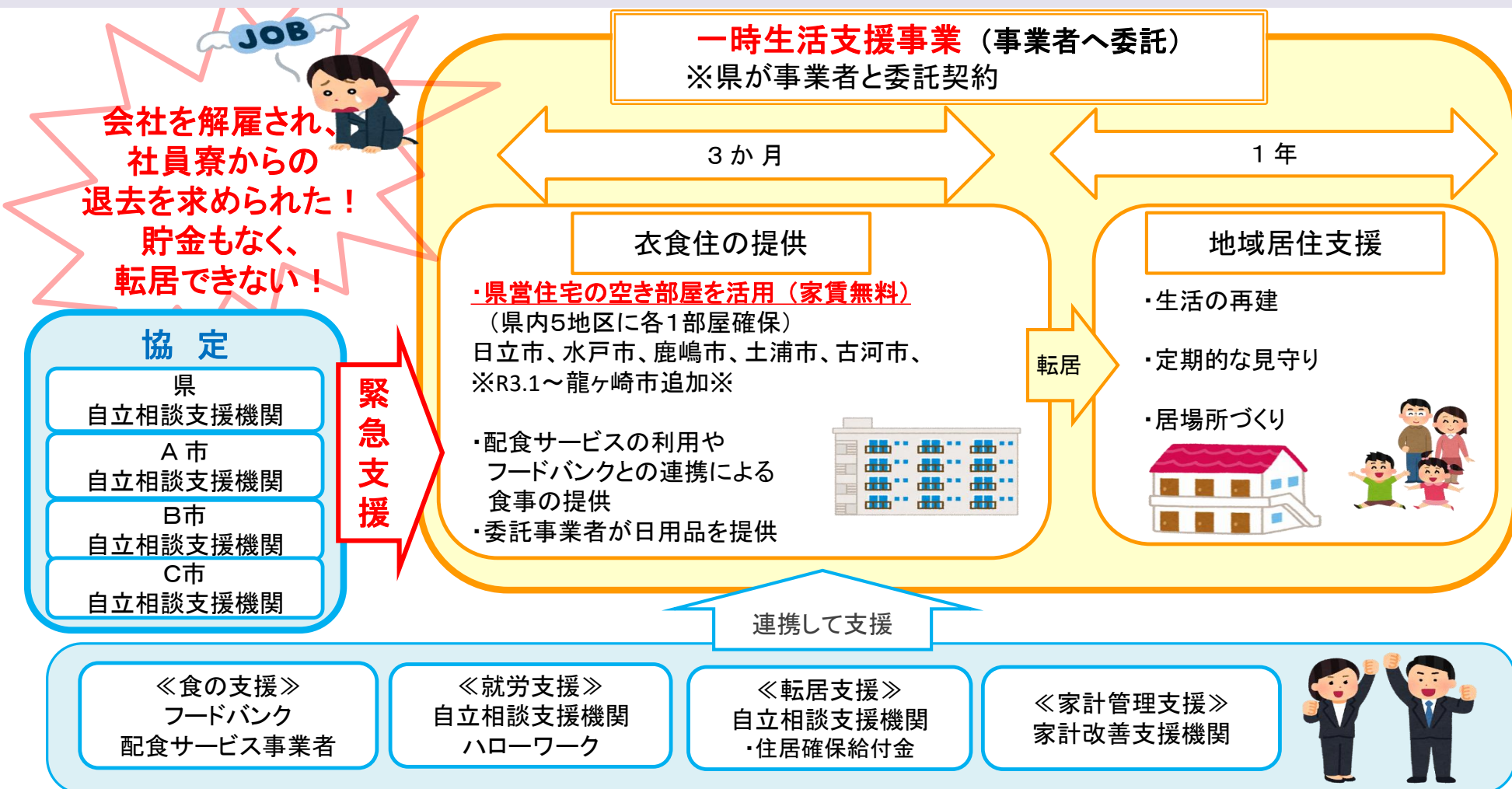


対応結果（n=857）



7. 一時生活支援事業、地域居住支援事業の事例（茨城県）

- 新型コロナの影響による社員寮等からの退去などを想定し、県と協定市（4市）の共同による一時生活支援事業及び地域居住支援事業を令和3年度（令和2年度モデル事業）から開始した。県の公営住宅の空き室を活用した宿泊場所の提供、フードバンクと連携した食事提供、自立相談支援機関等と連携した就労支援や転居支援等を実施している。



8. 一時生活支援事業／地域居住支援事業の効果

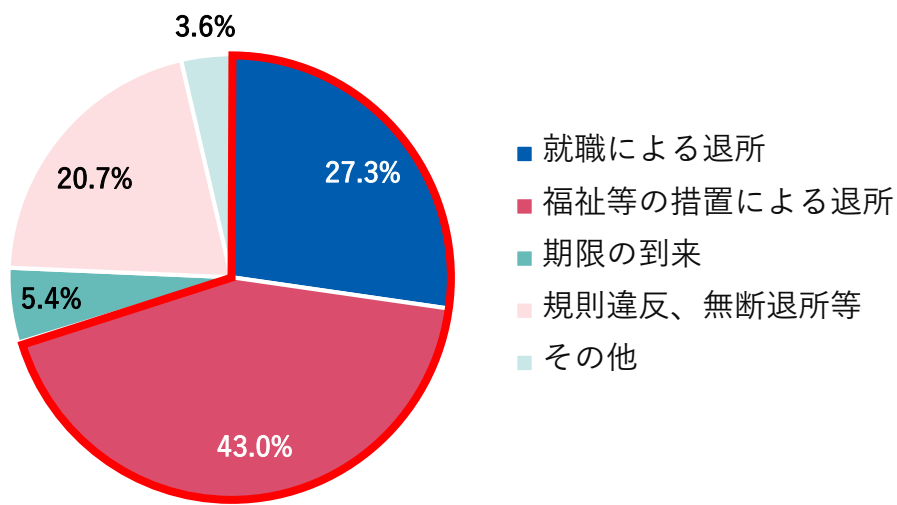
(再掲) 令和3年10月25日「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(第1回)資料4を一部修正

- 一時生活支援事業については、他の事業に比べ実施率が低調ではあるものの実施率は着実に増加しており、70.3%の退所者が退所後に就職や福祉等の措置の利用に結びついている。
- 平成30年改正で創設した地域居住支援事業については、実施自治体数が27にとどまっている。実施に当たっての課題としては、「対象となる利用者がいない」を挙げた自治体が半数以上にのぼった。

一時生活支援事業

実施自治体	316自治体 (R3年度)
退所者数(延べ数)	5,975件 (R2年度速報値)

退所者の状況



地域居住支援事業

実施自治体：27自治体 (R3年度)

令和2年度の事業効果と実施課題(※)

【事業の効果】 (n=6)

- ・ 社会的孤立状態の防止ができるようになった
- ・ 就労に向けて効果的な支援ができた
- ・ 地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった

【実施にあたっての課題】 (n=507)

- ・ 対象となる利用者がいない (54.8%)
- ・ 居住支援関係機関(宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等)との連携が取れていない (25.2%)
- ・ 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない (24.5%)
- ・ 地域住民を含めた見守りのネットワークが構築できていない (23.5%)

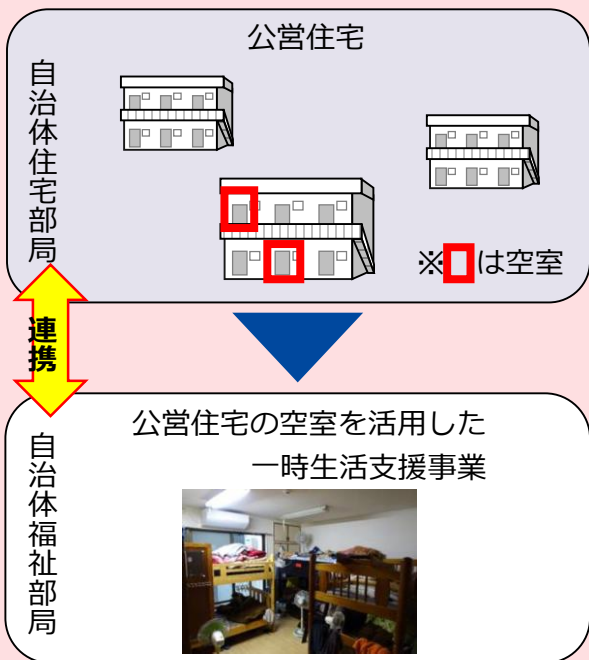
9. 他機関等との連携事例

- 居住支援については、福祉部局と住宅部局だけでなく、労働部局や民間団体と連携して様々な居住支援に関する取組を実施している。

住宅部局と福祉部局

- 生活困窮者一時生活支援事業のための公営住宅の使用
- 公営住宅を使用させることができる社会福祉事業等に「一時生活支援事業」を追加する等の省令改正（※）が行われ、令和3年4月1日より施行。

※公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令



労働部局と福祉部局

- 求職者支援制度との連携により、ハローワークにおいて、住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例措置をリーフレットを活用して周知するとともに、自立相談支援機関において、求職者支援制度のリーフレットやバーナー広告を活用した周知を行う。

再就職や転職を目指す皆さまへ
求職者支援制度のご案内

厚生労働省

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある方々について、原則3か月、最大9か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

※申請期間：令和3年2月1日以降

対象となる方

- 離職・廃業から2年以内の方
- 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

申請できる方は

- 一定額以下の収入の方
- 収入が一定額以下でも、住居を失った方
- 収入が一定額以下でも、住居を失った方

住居確保給付金の受給期間が終了した方について、3か月間限り再支給が可能です。

※令和3年9月30日が申請期限です。

再支給（最長3か月間）の申請期間を令和3年11月30日まで延長します。

その他の改正内容

- ・ 令和3年11月30日まで住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とします。

※受給期間終了後、新たに雇用された場合は再度、住居確保給付金の申請が可能です。その他の条件等があります。

申請のご相談は最寄りの自立相談支援機関まで

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから→

厚生労働省と民間団体

- （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会と連携し、民間賃貸物件の家主さん向けに、生活困窮者自立支援制度に関するガイドブックを作成。住居確保給付金をはじめとする各制度について、家主の理解促進と、生活困窮が疑われる入居者に対する制度紹介や自立相談支援機関の窓口の案内を行う。

2015年4月から生活困窮者への支援制度が始まりました。

就職 住居 家計管理 子どもの学習等をサポートします。

資料7 [2020年4月版]

【家主さん向け】生活困窮者の自立支援と共に賃貸経営の安定化を図るためのガイドブック

作成：全国賃貸住宅経営者協会連合会（編集：ちんたし編集）

協力：厚生労働省 国土交通省

10. 他施設との連携

- 救護施設や無料低額宿泊所の空室を活用した一時生活支援事業を実施している自治体があり、どちらも日常的な生活相談等を施設職員等が行っている。また、活用にあたっては、就労含めた自立が可能か、もしくは生活保護の受給が必要かを見極めて運用していることが窺えた。

救護施設を活用（A市）

- 市内の救護施設の空室を活用して一時生活支援事業を実施。
- 定員数 3名
※定員が埋まっている場合は市内のホテル・旅館を活用
- 支援体制
 - ・ 日常的な生活相談及び食事提供は施設職員が実施。
 - ・ 相談支援や就労支援は自立相談支援機関が訪問して実施。
- その他
 - ・ アセスメントを行い就労可能と判断できる場合は一時生活支援事業の対象とするが、生活保護が必要な場合は即日保護を原則。生活保護申請中で決定（家が決まる）までの間、一時生活を使う場合がある。
 - ・ 通常の救護施設利用者とは接点がないように棲み分けて実施。

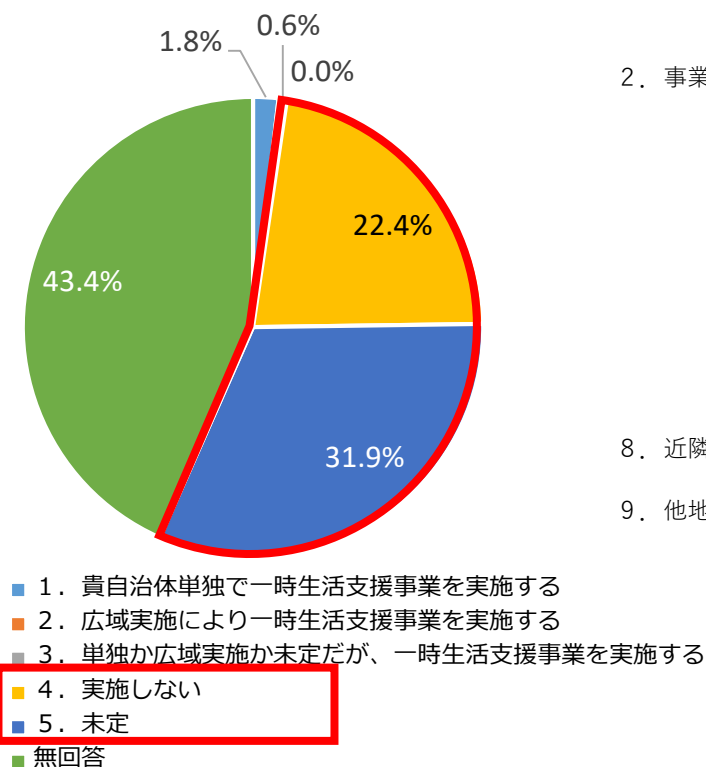
無料低額宿泊所を活用（B市）

- 市内の無料低額宿泊所の空室を活用して一時生活支援事業を実施。
- 定員数 2名
※定員が埋まっている場合は市内のホテル・旅館を活用
- 支援体制
 - ・ 日常的な生活相談及び食事提供は施設職員が実施。
 - ・ 相談支援や就労支援は自立相談支援機関が訪問して実施。
- その他
 - ・ アセスメントを行い就労含めて本人にとっての自立の出口が定まる場合は一時生活支援事業の対象とするが、生活保護が必要な場合は保護を原則。

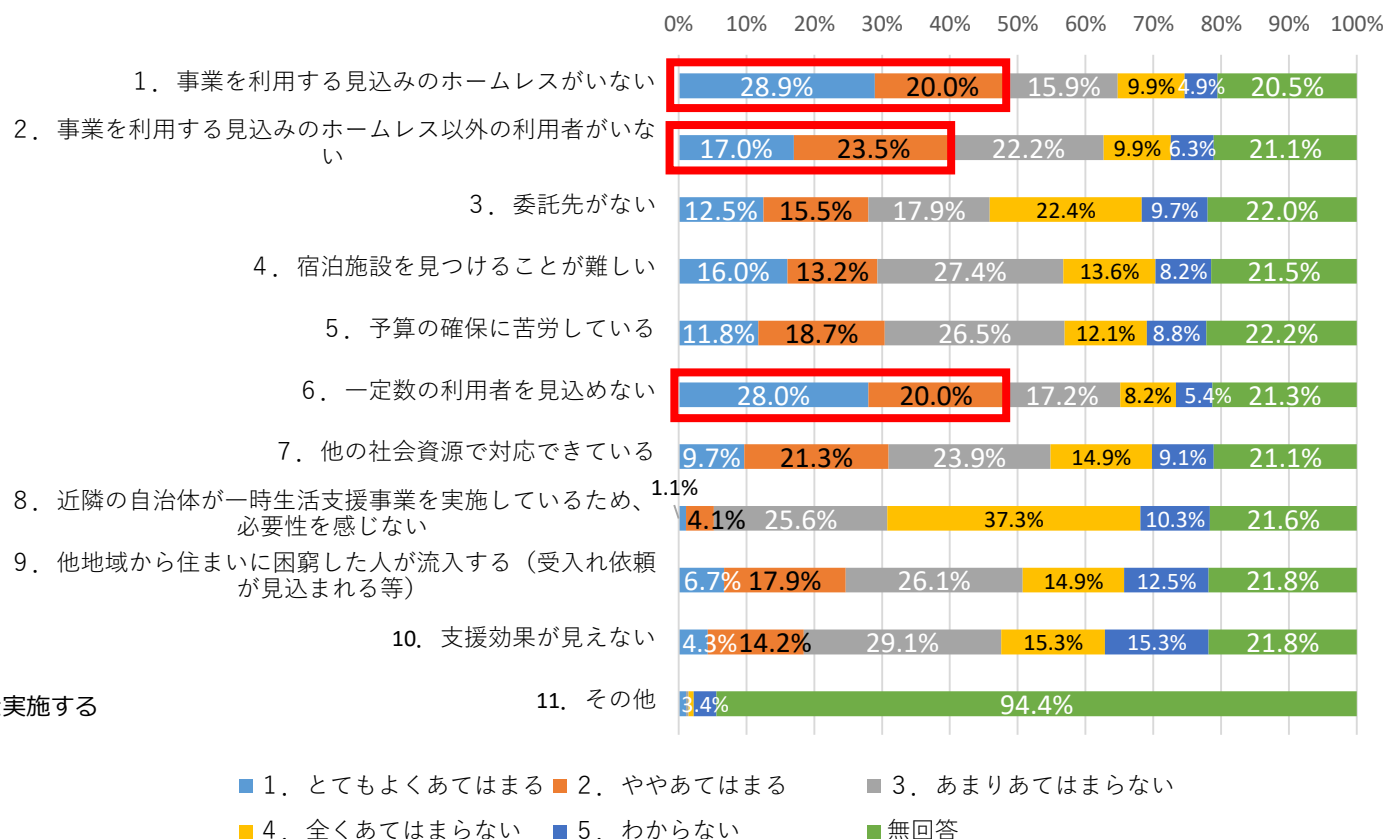
1 1. 一時生活支援事業の課題等

- 一時生活支援事業の未実施自治体のうち、一時生活支援事業の実施の意向がある自治体は2.4%にとどまり、実施しない又は未定の自治体は54.3%であった。また、実施にあたっての課題認識については、「事業を利用する見込みのホームレスがない」48.9%、「一定数の利用者を見込めない」48.0%、「事業を利用する見込みのホームレス以外の利用者がいない」40.5%があげられた。

今後の一時生活支援事業の実施意向 (n=339)



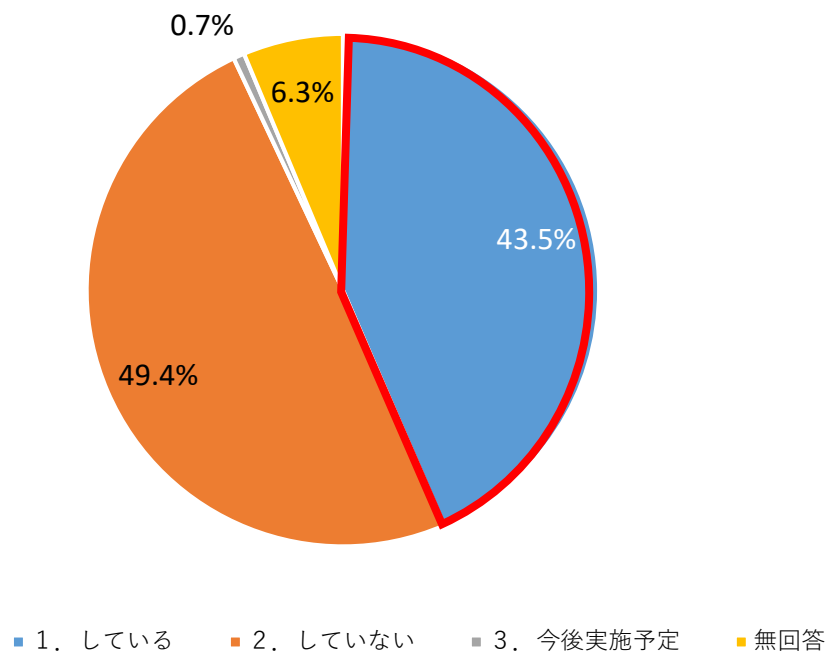
一時生活支援事業を実施する上での課題認識 (n=536)



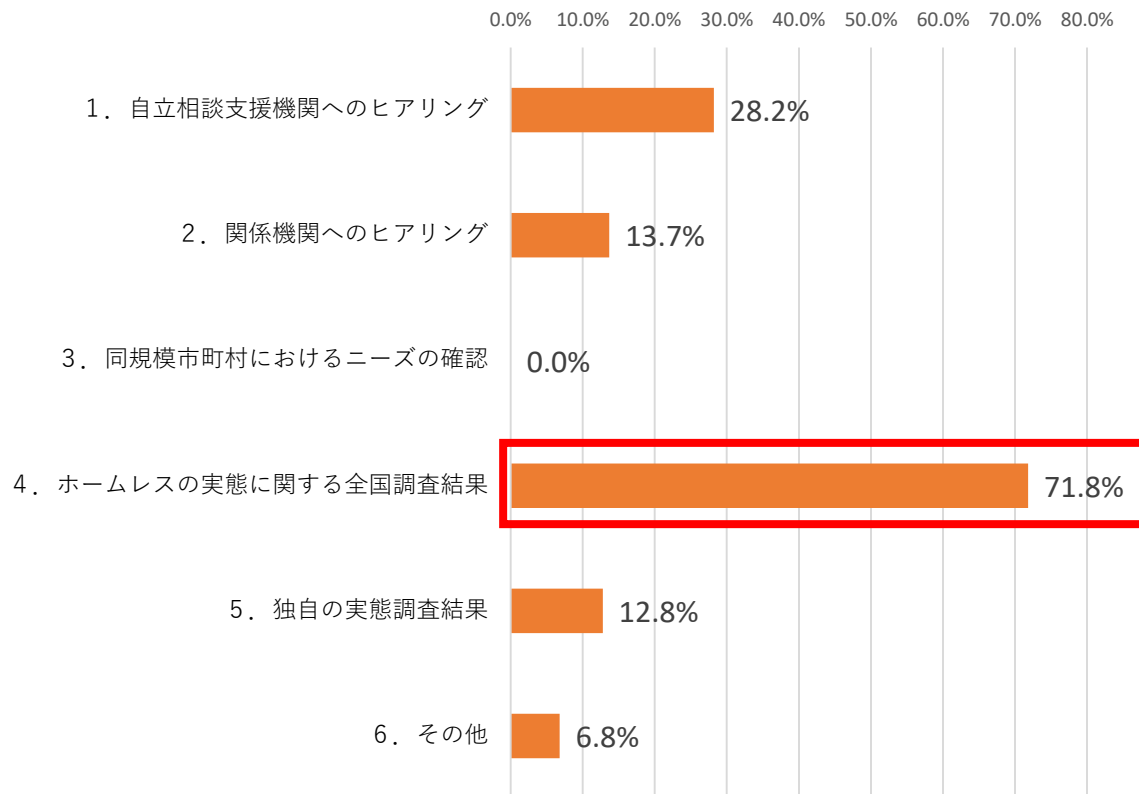
1 1. 一時生活支援事業の課題等

- 「1. 事業を利用する見込みのホームレスがいない」もしくは「2. 事業を利用する見込みのホームレス以外の利用者がいない」で「1. とてもよくあてはまる」「2. ややあてはまる」と回答した自治体について、潜在的なニーズの把握を行っていない自治体は49.4%と約半数が把握しておらず、潜在的なニーズの把握を行っている自治体は43.5%だったが、ニーズの把握方法は「ホームレスの実態に関する全国調査結果」71.8%が最も多かった。

潜在的なニーズの把握の有無（n=269）



把握方法（n=117）



2. 住居確保給付金における現状と課題

1. 検討の視点と主な意見

第1回論点整理検討会において示された議論の視点

- ・ 住居確保給付金の在り方について
 - － 新型コロナウイルスへの対応も踏まえた在り方の検討

第1回論点整理検討会における主な意見について

- 住居確保給付金についても、コロナ禍にあって一定の役割を果たしてきたが、住まいを喪失するおそれのある人の多さ（裾野の広さ）が顕在化した以上、家賃補助的な施策も含め、このようなリスクについて普遍的な社会保障施策として検討する必要があるのではないか。（菊池構成員）
- 住居確保給付金については、コロナ禍で都度運用の改善を図ってきたが、緊急時の対応として制度化すべきではないか。また、困窮者の居住支援が、回数制限や収入要件、求職活動要件のある住居確保給付金しかないのは脆弱ではないか。（生水構成員）

第1回ワーキンググループにおける主な意見について

- 住居確保給付金は有期の制度であり、支給が終了した後の受け皿をどうするか。また、特例措置のどの部分を恒久的な制度にするのか。（藤森構成員）

第1回ワーキンググループ事業のあり方検討班における主な意見について

- 職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給を可能とする措置を恒久化するとともに、児童扶養手当・児童手当の取扱いを職業訓練受講給付金に合わせてほしい。（林構成員）

2. 住居確保給付金

概要：新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、906自治体）

【補助率】 3／4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者（※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大）

【支給要件】 ・収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

・資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）

※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円

・求職活動等要件：公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

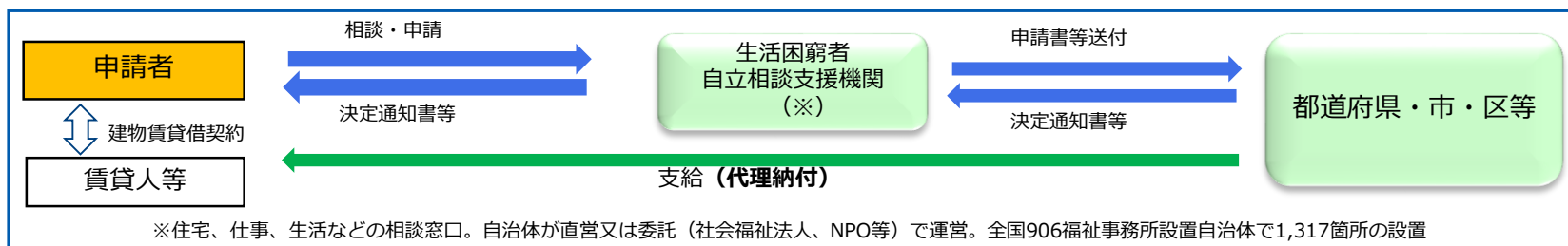
【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



3. コロナ禍の対応

概要：新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢の変動等を踏まえ、休業等に伴う収入減少等により住居を失うおそれが生じている方を新たに支給対象としたほか、住居確保給付金の再支給や職業訓練受講給付金との併給など様々な措置を講じた。

支給対象者の追加

<令和2年4月20日省令改正>

- 従来の「離職・廃業後2年以内の者」に加え、「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」を支給対象者に追加した。

求職活動要件の緩和

<コロナ禍で緩和した特例措置>

- 当面の間、「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」については、再延長期間（～9か月目）までは求職の申込は求めない特例措置を講じた。
- 当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能とする特例措置を講じた。

支給期間の拡充

<コロナ禍で拡充した特例措置>

- 令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、最長12か月まで再々延長を可能とする特例措置を講じた。

再支給の特例

<コロナ禍で拡充した特例措置>

- 令和4年3月末までの申請について、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給を可能とする特例措置を講じた。

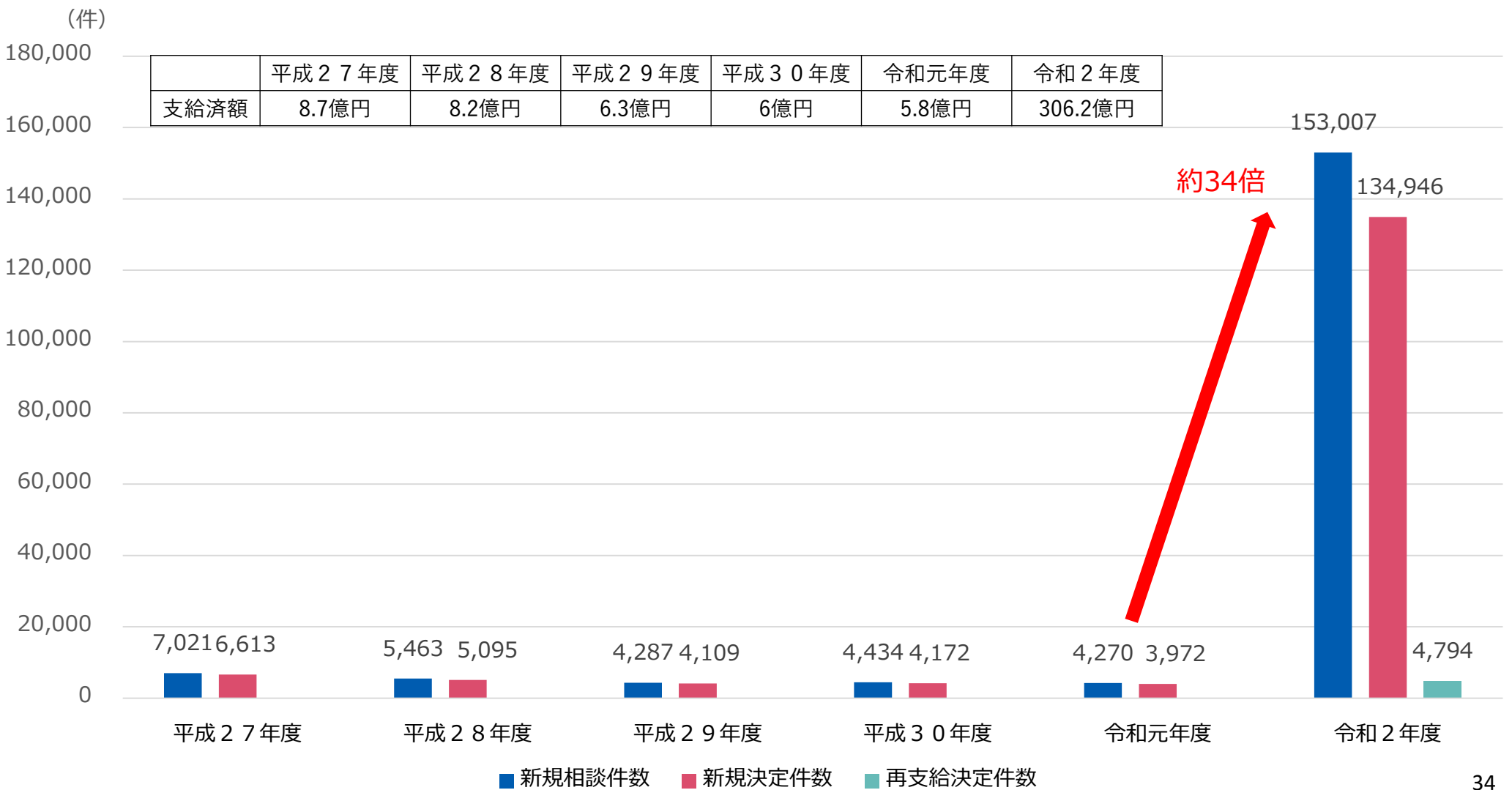
職業訓練受講給付金との併給

<コロナ禍で拡充した特例措置>

- 令和4年3月末までの申請について、職業訓練受講給付金（月10万円）との併給を可能とする特例措置を講じた。

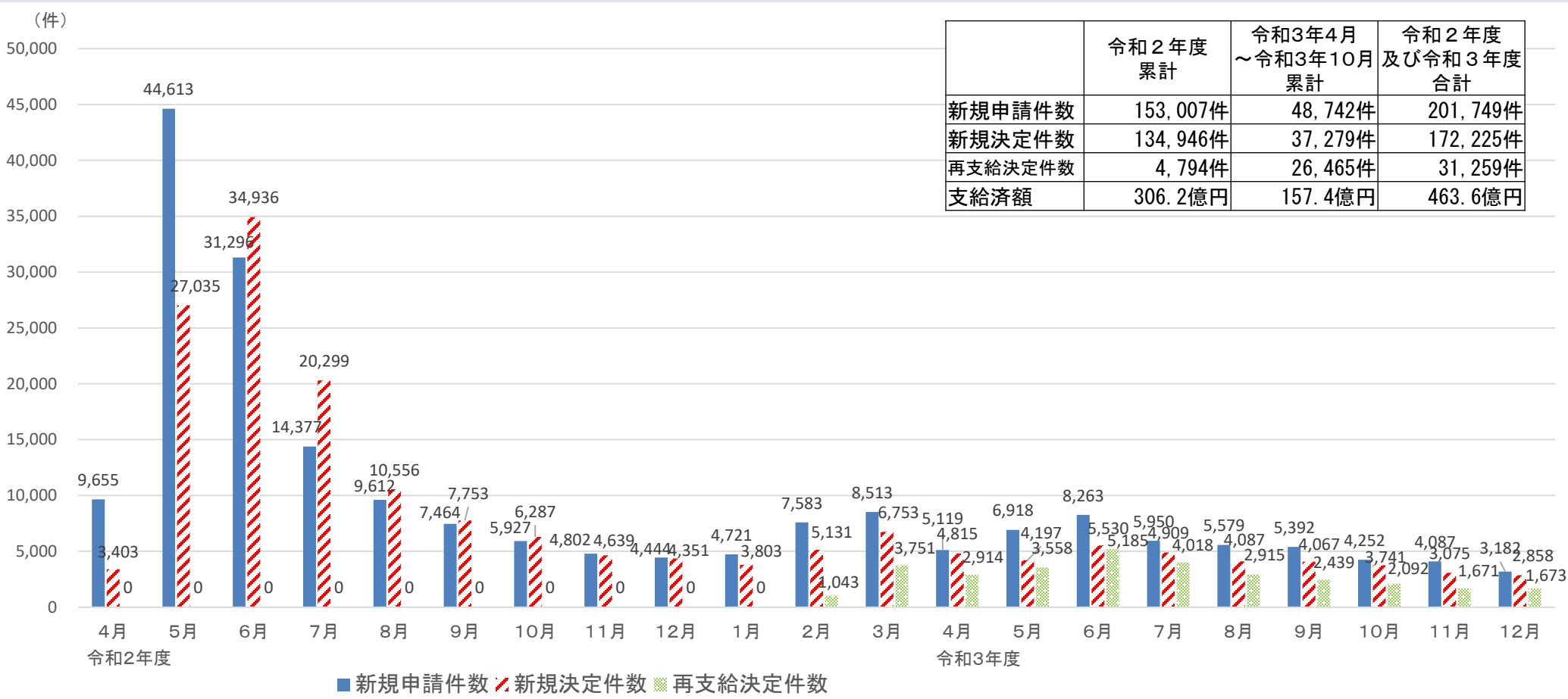
4. 住居確保給付金の実施状況等

○ 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、4,000～7,000件で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、約135,000件に急増し、多くの生活困窮者に活用された。



4. 住居確保給付金の実施状況等

○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年度の住居確保給付金の支給実績は、新規決定件数134,946件、特例措置である再支給4,794件、計139,740件となり、令和元年度3,972件から約34倍に急増した。令和3年度の住居確保給付金の支給実績は、毎月約4,000件を超える新規決定件数及び特例措置である再支給が継続している。



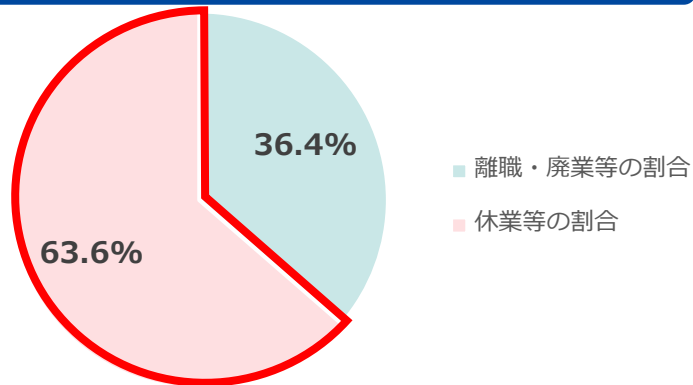
(参考) 令和元年度の決定件数：3, 9 7 2 件

4. 住居確保給付金の実施状況等

- 住居確保給付金の利用者については、休業等の者が63.6%、離職・廃業等の者は36.4%となっている。また、住居喪失のおそれのある者（現に賃貸住宅等に居住している者）が約99.6%となっている。
- 令和2年度の利用者について、年齢別では30～39歳が最も多くなっており、令和元年度において対象外であった65歳以上も計7.4%利用している。世帯構成は、令和2年度において、令和元年度と比べて2人世帯、3人以上の世帯がやや増加した。

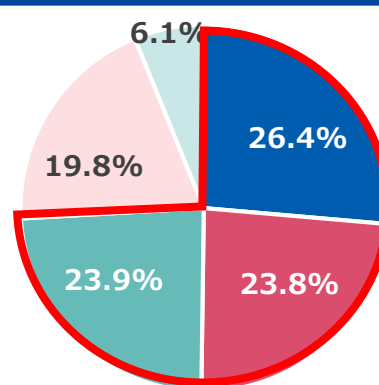
令和2年度 支給対象者の割合

(N=137,785)



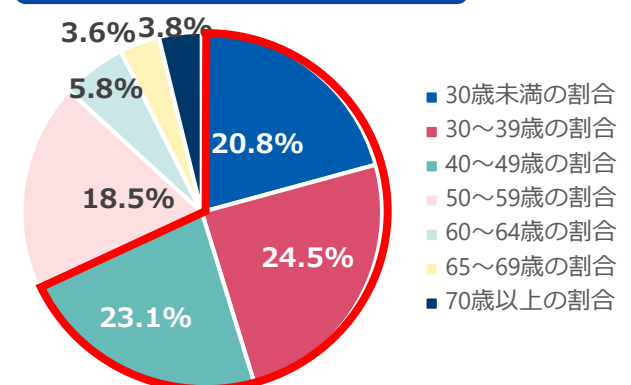
令和元年度 年齢構成

(N=3,973)

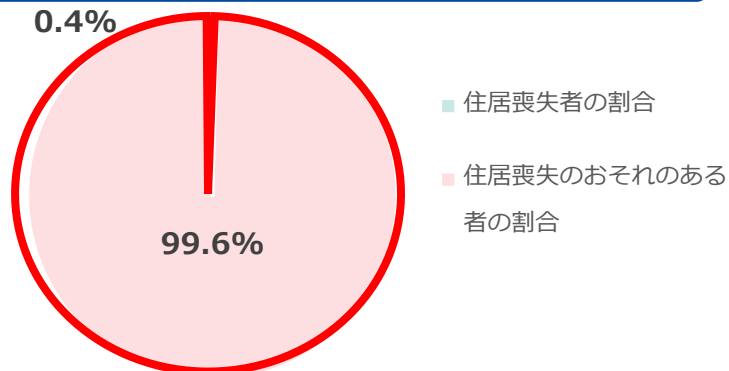


令和2年度 年齢構成

(N=138,012)

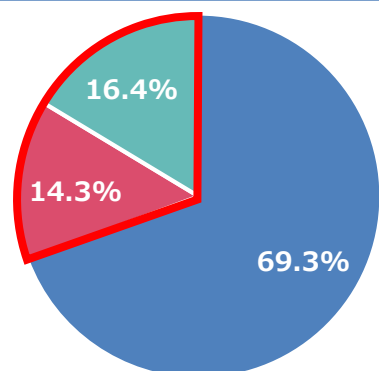


令和2年度 住居喪失者、住居喪失のおそれのある者の割合 (N=138,030)



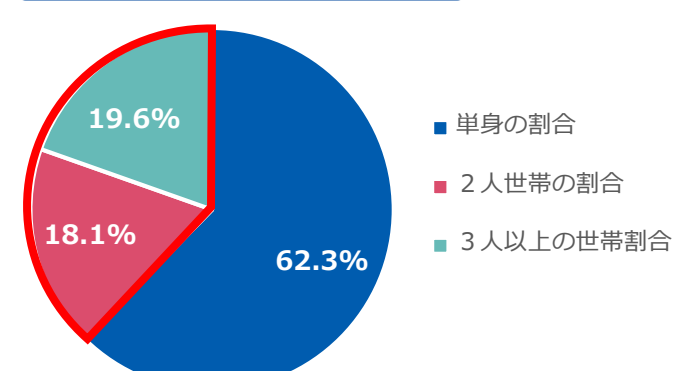
令和元年度 世帯構成

(N=3,972)



令和2年度 世帯構成

(N=138,035)



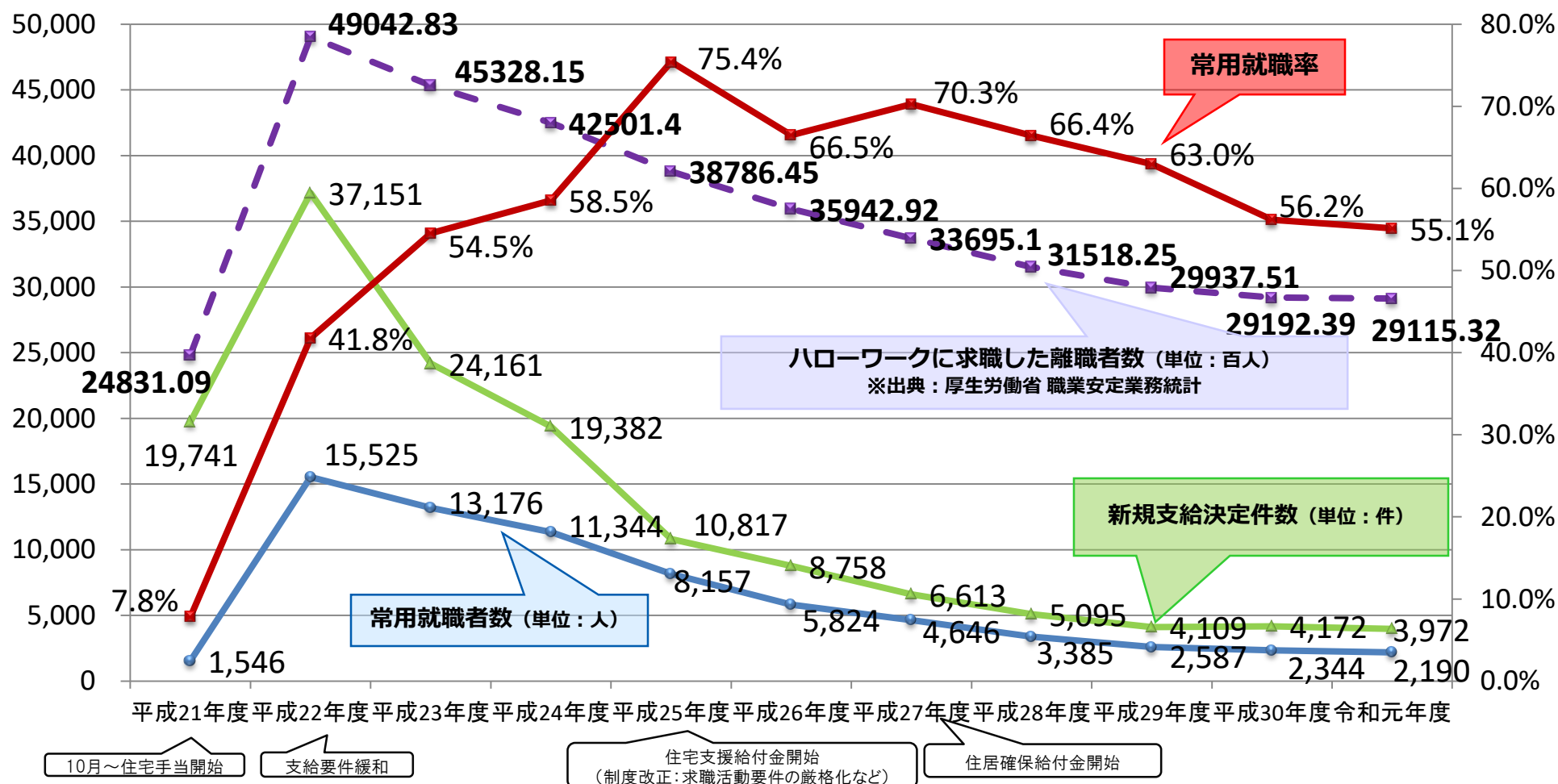
■ 30歳未満の割合
■ 30～39歳の割合
■ 40～49歳の割合
■ 50～59歳の割合
■ 60～64歳の割合
■ 65～69歳の割合
■ 70歳以上の割合

■ 単身の割合
■ 2人世帯の割合
■ 3人以上の世帯割合

4. 住居確保給付金の実施状況等（～令和元年度）

- 住居確保給付金については、雇用情勢の改善により新規支給決定件数は減少傾向にあるが、高い常用就職（※）率を示しており、離職者対策としての効果が確認できる。

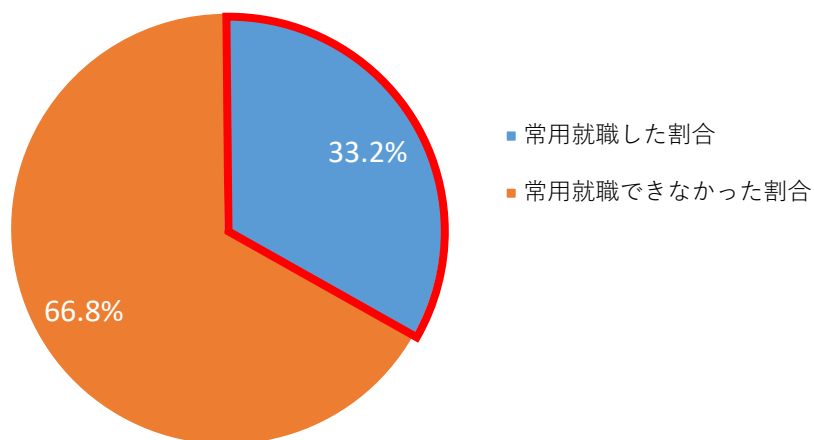
※H27年度分は、住居確保給付金と住宅支援給付金（H27.3末までに申請のあったもの）の合計値



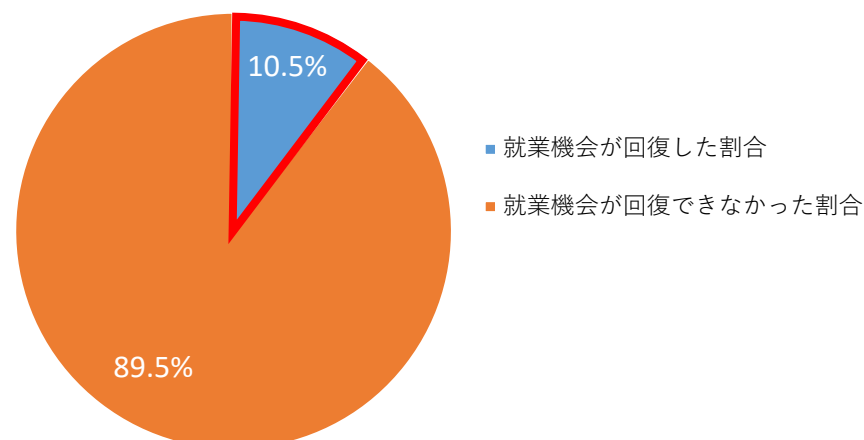
4. 住居確保給付金の実施状況等（令和2年度）

- 令和2年度の受給者のうち「離職・廃業等」の者が常用就職した割合は33.2%、「休業等」の者が就業機会が回復した割合は10.5%といずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により低調となった。

離職・廃業等した者のうち、常用就職した者の割合
(n=50,136)



休業等した者のうち、就業機会が回復した者の割合
(n=87,649)



5. 自治体からの意見

○ ヒアリングを行った自治体からは共通して、「就労を目的とした家賃補助とそうでない家賃補助との棲み分けが必要」「離職後2年を超える方でも熱心に求職活動を行うのであれば支給対象としてはどうか」といった意見があった。

A市（政令市）

- コロナの影響や年齢要件の撤廃により、これまで課題が見えにくかった世帯の問題（高齢者の方、シングルマザー、外国籍等の方の困窮、8050問題など）も顕在化。住居確保給付金が目指す姿（就労による自立）からはそれてきている。
- 「生活の下支え」か、支援付き給付としての「要否判定重視」か、という制度の考え方が混在している。
- 制度は就労を主軸としている。事業主は家賃支援給付金（経産省）の経済対策的な給付とするなど、棲み分けを行うことで本当に困っている方に手がさしのべられる。
- 離職後二年以内という要件に明確な根拠がないのであれば、二年以内でない方についても求職活動を熱心にする、という条件で支給する意義はあると感じる。
- 高額家賃に居住している方で自立相談支援機関が深く関わったケースでは、生活の立て直しを考えた際に転居について指導・助言している。

B市（中核市）

- 制度趣旨はあくまでも就労支援の一助だと認識しているが、減収者も対象に広げたことで就労支援から家賃補助の性質が強くなった。現在の形が制度として正しいのかは疑問。
- 就労支援に付随した家賃補助とコロナ禍においての減収等に伴う家賃補助と切り分けた方がよい。
- 離職後2年以内という条件に合致しない人がたまにいる。常勤の仕事の離職後、2年以上アルバイトをしていた方や親族からの仕送りで暮らしてきた人など。何らかの基準の設定も必要だとは思いますが、本人の熱心な求職活動をもって対象にしてもいいのではないかな。
- 一般的な家賃額から、高額家賃の人が増えてきている。（約10万から15万円程度）
- 外国人の申請者も増えてきており、意思疎通の問題が生じている。

3. 新型コロナウイルス感染症による 居住支援への影響等

【データに関する留意事項】

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

・536件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：59.2%）の回答を集計。

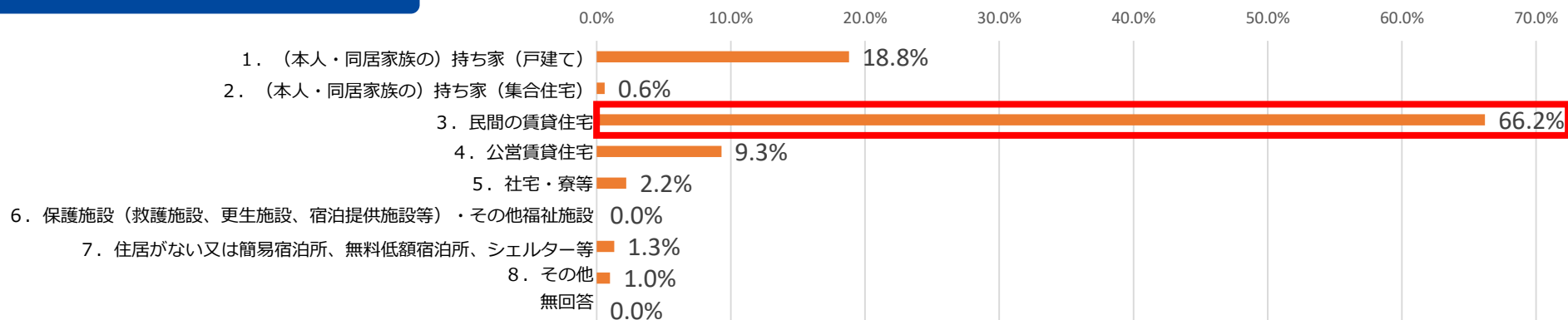
※ 厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和2年度事業実績調査」

・精査中のため数値が変動する場合あり。

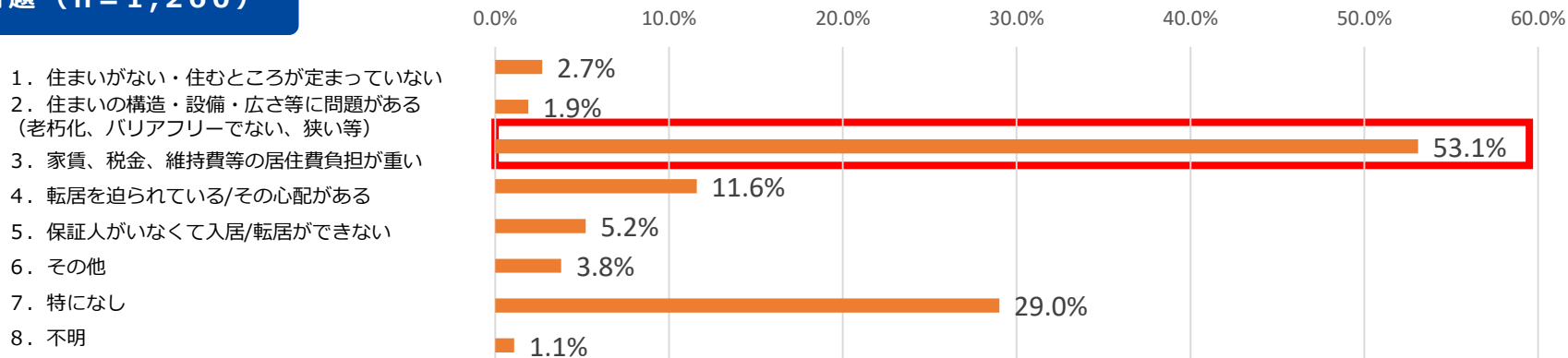
1. 新型コロナウイルス感染症の影響により新たに表出した支援対象者の代表的なイメージ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により新たに表出した支援対象者として、住まいの形態では「民間の賃貸住宅」66.2%が最も多かった。また、住まい関連の問題では「家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」53.1%が最も多かった。

住まいの形態（n = 1,260）



住まい関連の問題（n = 1,260）

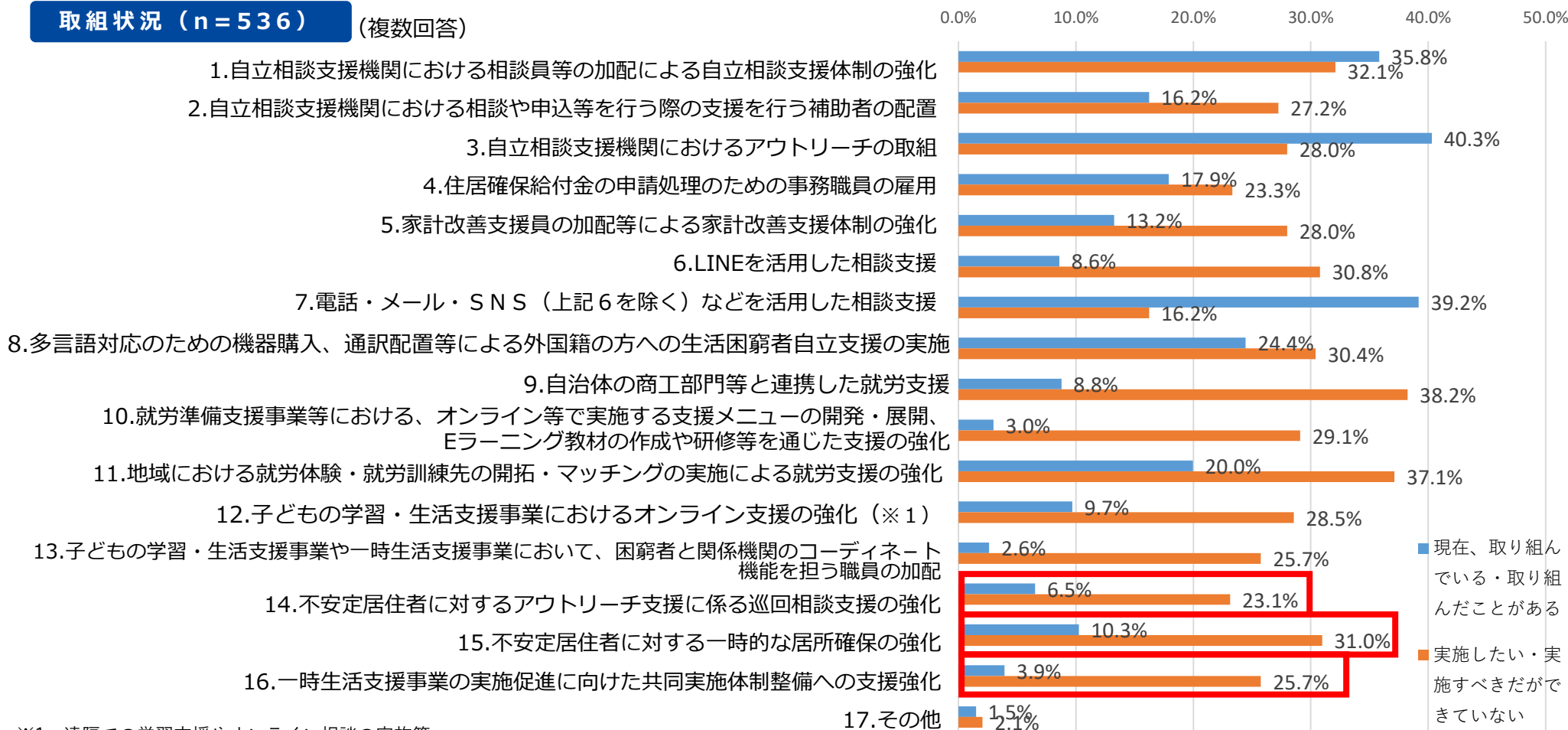


2. 生活困窮者の自立支援に関する機能強化の取組状況

- 住まい関連では「不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化」「不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化」「一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化」ともに、「現在、取り組んでいる・取り組んだことがある」よりも「実施したい・実施すべきだができていない」と回答した自治体の割合が高く、支援のニーズはあるものの十分に取り組めていない状況にあることが窺えた。

取組状況（n = 536）

（複数回答）



■ 現在、取り組んでいる・取り組んだことがある
■ 実施したい・実施すべきだができていない

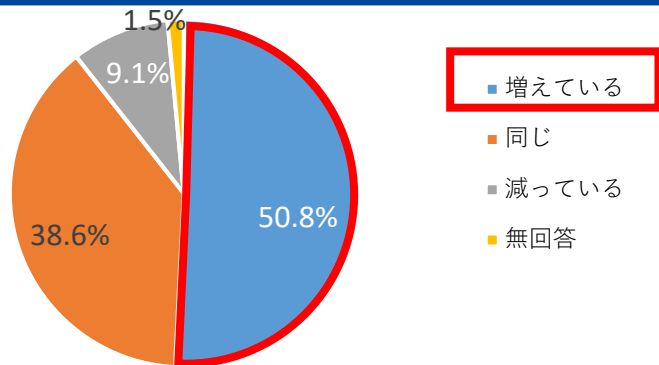
※1 遠隔での学習支援やオンライン相談の実施等

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」（北海道総合研究調査会）

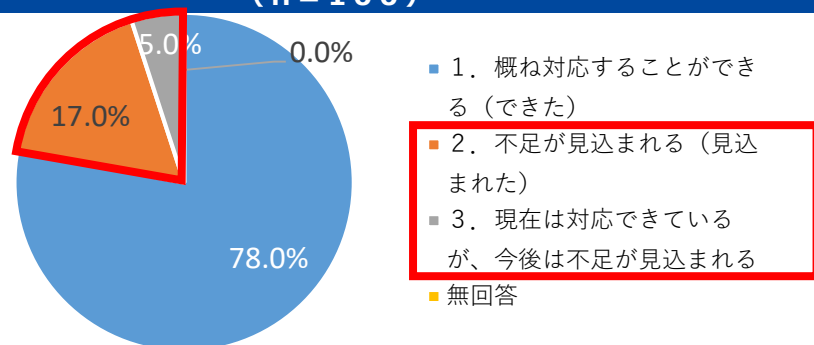
3. 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応状況（一時生活支援事業を実施している自治体）

- 居所が不安定な方等から自立相談支援機関への相談件数が増えていると回答した自治体は50.8%あり、そのうち、現在自治体が有するシェルター等の対応では「不足が見込まれる（見込まれた）」又は「現在是对応できているが、今後は不足が見込まれる」と回答した自治体は計22.0%であった。これに対しては、「生活保護に繋いだ」「管内の協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所を確保した（している）」ともに45.5%と最も多く、次いで「住宅部局等と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅や、保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報等を収集した（している）」27.3%であった。

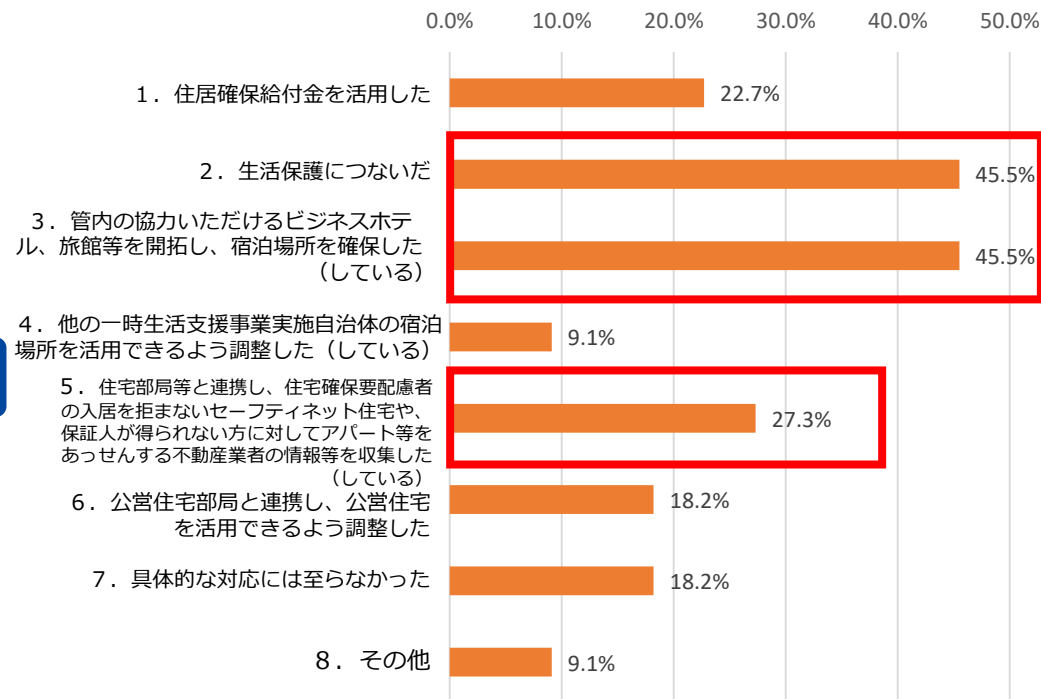
令和元年度と令和2年度の自立相談支援機関への相談の中で、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談件数の差（n=197）



自治体が有する一時生活支援事業のシェルター等の対応状況（n=100）



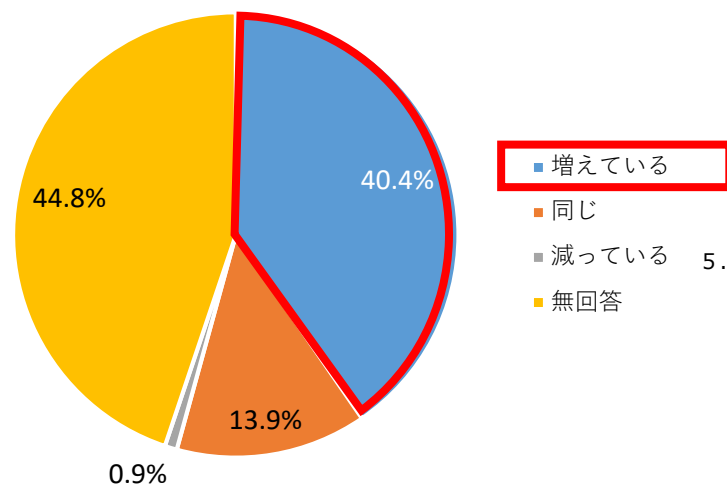
不足が見込まれることに対して、どのように対応したか（n=22）



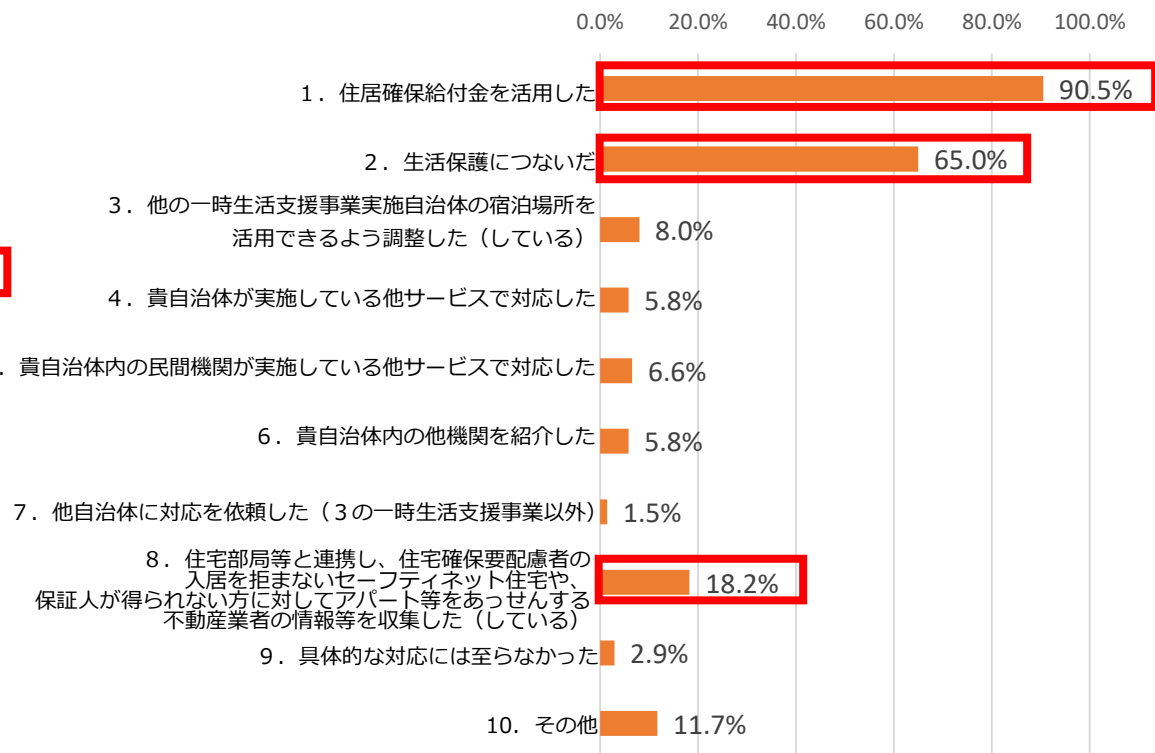
3. 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応状況（一時生活支援事業を実施していない自治体）

- 居所が不安定な方等から自立相談支援機関への相談件数が増えていると回答した自治体は40.4%あり、そのうち、住まいに困窮する方からの相談に対しては、「住居確保給付金を活用した」90.5%と最も多く、次いで「生活保護につないだ」65.0%であった。また、「住宅部局等と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅や、保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報等を収集した（している）」18.2%と一定数対応があった。

令和元年度と令和2年度の自立相談支援機関への相談の中で、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談件数の差（n=339）



住まいに困窮する方からの相談に対して、どのように対応したか（n=137）



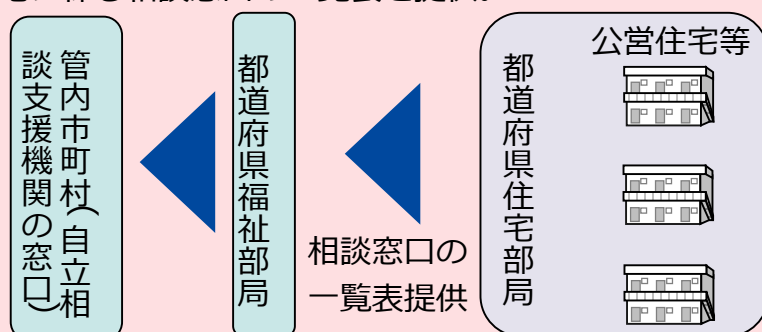
4. コロナ禍の対応

概要：新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住まいを失うおそれのある方等に対して、各地で様々な取組が実施された。

国

○生活困窮者向け相談窓口に対する住宅関連情報の提供

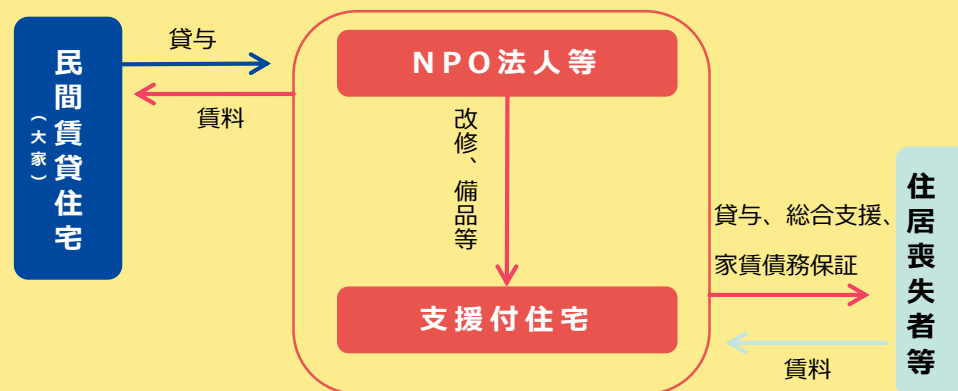
新型コロナ感染症拡大の影響を受ける住居不安定者について、公営住宅の空き室等の情報が適切に提供されるよう、各都道府県の住宅部局から福祉部局へ、公的賃貸住宅に係る相談窓口の一覧表を提供。



民間

○全国10都市における空き家活用型の支援付きサブリース住宅確保事業

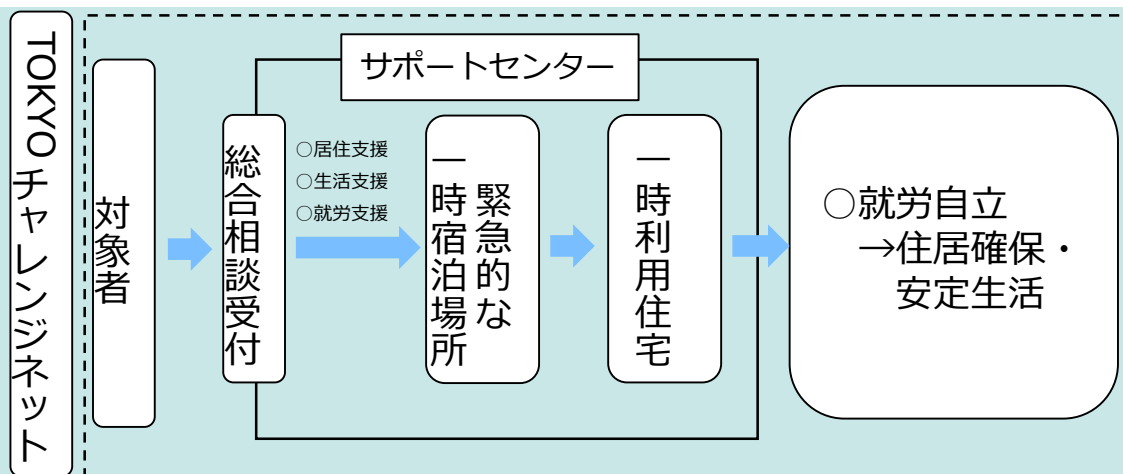
住まいを失った者や地域から孤立した者に対して、サブリース型支援付き住宅を提供し、入居、生活、就労、家計管理などの総合支援を行うことにより、長期の困窮と地域からの孤立を防止する。



自治体

○TOKYOチャレンジネット

東京都では、インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方や離職されている方に対して、サポートセンターであるTOKYOチャレンジネットを設置し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談などを実施。



一時生活支援事業等のあり方に関する検討の視点

検討の視点①一時生活支援事業／地域居住支援事業のあり方について

現状・課題

- 一時生活支援事業の実施率は全国で約3割程度であり、任意事業の中でも特に実施率が低くなっている。一方で、本事業は地域を問わず実施する必要がある。未実施の理由は、需要がない等であるが、緊急時に対応可能な体制整備を取ることが重要であり、他地域からの流入が発生するなど、公平性の観点からも課題がある。
- ホームレス以外にも支援すべき不安定居住者は一定数いるため、不安定居住者に対しては生活保護を含む支援制度の周知が重要であるところ、有効な周知方法がなく、アウトリーチの強化が課題である。
- ホームレス以外にも支援すべき不安定居住者が一定数いる状況であり、それらの者は必ずしも一時生活支援事業による一時的な宿泊場所の提供等までは必要ではないものの、住まいに問題を抱えているため居住支援が必要である。

検討の視点

- 近年の実績、実施予定の状況等を踏まえ、小規模自治体を含めた実施率や利用実績の更なる向上に向けた取組をどのように進めていくか。また、そうした取組を進める上での課題に対する方策をどのように考えるか。
- 不安定居住者へのアウトリーチをどのように進めていくか。
- 一時生活支援事業を実施していない自治体に対しても、居住支援を実施するためにどのような方策が必要か。その際、居住支援に関する人材育成・確保をどのように考えるか。

住居確保給付金のあり方に関する検討の視点

検討の視点②住居確保給付金のあり方について

現状・課題

- コロナ禍で休業等に伴う収入減少等により住居を失うおそれが生じている方を新たに支給対象したほか、住居確保給付金の再支給に関する特例措置など、様々な特例措置を講じたことにより、多くの生活困窮者に活用され、安定した住まいを確保するという一定の役割を果たした。
- 本来は、休業等の方であっても、ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約等による就職を目指した求職活動を行うことが要件であるところ、自営業等の内実は多様（年齢・性別、家族構成、職業内容、収入・資産、経験年数、事業段階、就業観、事業費と生活費が混然一体、借金など）であり、ハローワークへの求職申込み・職業相談は必ずしも有効でない。

検討の視点

- 住居確保給付金のあり方についてどのような見直しを行うことが適切と考えられるか。また、様々な特例措置について、どのような措置を継続・見直しすることが適切と考えられるか。さらに、そうした検討を進める上での課題に対する方策をどのように考えるか。
- どのような求職活動等要件が適切と考えられるか。また、そうした取組を進める上での課題に対する方策をどのように考えるか。その際、収入減少した方に対してどのような支援をしていくか。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために

住居確保給付金の求職活動要件

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業等に伴う収入減少が生じている者をはじめ、離職等には至っていないが、休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれのある者について、住居確保給付金の対象とする。
- 離職状態の方だけでなく、本来は、休業等の方であっても、ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約等による就職を目指した求職活動を行うことが要件となる。

○生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）

（定義）

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 略

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4～7 略

第四条～第五条 略

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○生活困窮者自立支援法施行規則

（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一～四 略

五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。

住居確保給付金の求職活動要件

○休業等の方については、現在、特例措置として、公共職業安定所での職業相談や企業等への応募は任意となっている。

必要とされる求職活動要件

- ① （申請時等）公共職業安定所での求職申込み
- ② 自立相談支援機関への相談（月 1 回以上）※現状の自立相談支援機関の状況を踏まえ、原則の月 4 回を緩和している
- ③ 公共職業安定所での職業相談（月 2 回）
- ④ 企業等への応募（週 1 回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

受給月数	受給者の状態	必要とされる求職活動要件				
		①	②	③	④	⑤
1～9 か月目	離職・廃業（則第 3 条第 1 号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第 3 条第 2 号）	任意	必須	任意	任意	必須
10～12 か月目 （再々延長中）	全 員	必須	必須	必須	必須	任意
再支給 （本則・特例）	離職・廃業（則第 3 条第 1 号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第 3 条第 2 号）	任意	必須	任意	任意	必須